



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	プファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)におけるネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの形成とその経済活動(1562～1622):ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来往者(1)
Author(s)	石坂, 昭雄
Citation	経済學研究, 39(1), 40-69
Issue Date	1989-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31818
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(1)_P40-69.pdf



プファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)における ネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニー の形成とその経済活動(1562~1622)

——ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者——

(1)

石坂 昭雄

I. はじめに

1530年代に始まるネーデルラントの宗教改革運動の広がり、これに対するハプスブルク家の君主、カール5世やフェリーペ2世による過酷な迫害は、1609年に北ネーデルラントがオランダ独立戦争に事実上勝利を収めるまで絶え間無く続けられ、この間、総人口の10%、8万5千人にも上るネーデルラント人が迫害や戦乱を逃れて、他郷に安住の地を求めて亡命した。勿論、このような宗教亡命者は、この時代、16世紀~17世紀初頭をとっても、ひとりネーデルラント人に限られていたわけではなく、政治や戦争の動向と密接に絡みつつ、南はイタリアやポルトガルから、北はフランス、イギリス、そしてとりわけドイツの領邦間相互に頻繁に生じていた。しかし、ネーデルラントの場合は貴族や知識人・聖職者に止どまらず、広い社会層を含んでいたから、とくに経済的には最も大きな衝撃を与えることとなったといえよう。すなわち、アントウェルペンを始めとする世界商業の中心地の大小様々の商人=金融業者層のみならず、同じく当時工業的にも最先進地帯のひとつに数えられていた、フランドル=ブラバントの新毛織物・綿織物・絹織物、あるいはリエージュ・ナミュール・リンビュルフの製鉄・真鍮などの

金属工業の農村や都市の企業家、手工業者、労働者を含み、かれらの移住がヨーロッパ商業の中心地の大幅な転換のみならず、工業生産力の大転移を惹き起こしたことは周知のことに属する。

ところで、初期の1545年頃までは、ネーデルラント系プロテスタント亡命者のうちルター派は貴族やアントウェルペンの一部商人など少数に止どまり、中心となったのは再洗礼派(アナバプティスト)であったが、かれらは、主として、北ドイツ各地、とりわけポーランド領のヴェストプロイセンに逃れたのに対し、その後、南隣のフランスから、あるいは直接スイスからカルヴィニズムが浸透し、燎原の火のごとき勢いで広く民衆を把え始めると、これに対抗する国家やカトリック教会側の弾圧も益々激しさを加えた。その結果、これらカルヴィニストは、何度かの波をなして、エドワード6世の下で宗教改革に踏み切った海峡の彼方のイングランドや、国境を接する同じ神聖ローマ帝国のドイツ諸邦に逃れ、そこで亡命者教会を組織しつつ祖国への働きかけを続けた。こうして、イギリス(イングランド)とドイツ、とりわけライン地方は、16世紀を通じてネーデルラント系カルヴァン派の最大の国外拠点であり、とりわけ、メアリー女王の即位によってイングランドが1553~1558年の間再カトリック化された時、イギリスのプロテスタントのみならずネーデルラ

ント系宗教亡命者達も大挙してドイツに渡ったのである。

ところで、主としてライン地方と北海沿岸に散らばった多数のネーデルラント系カルヴィニストの移住地の中にあつて、プファルツ選帝侯国は一際ユニークな位置をしめていた。というのは、これらネーデルラント系カルヴィニストが逃れた先の、隣接するニーダーライン地方や北ドイツでは、ユーリッヒ、ベルク、クレーフエ、マルクをはじめ有力な領邦すべては結局のところなおカトリック側に止まり、宗教改革を導入した諸領邦も、ルター派の領邦教会制になっていたから、領邦としては——さらに、ドイツ皇帝カール5世から陰に陽に圧力を加えられた結果——決してこれら異端のプロテスタントを歓迎したわけではなかった。それゆえ、アイフェル山地 *die Eifel* の製鉄業やユーリッヒの真鍮工業などの鉱山=金属精錬など農村に立地する分野を別とすれば、彼らの亡命先は、終始、圧倒的に都市、とりわけ、アーヘン Aachen, ケルン Köln, フランクフルト・アム・マイン Frankfurt am Main, ブレーメン Bremen, ハンブルク Hamburg などの帝国都市、あるいはヴェーゼル Wesel, エムデン Emden など比較的独立的な領邦都市に限られていた。しかし、この場合でも、多くの都市で、これらカルヴァン派は受け入れ先の都市当局やカトリックやルター派の教会、あるいは様々のドイツ人市民層と絶えざる軋轢を惹き起していた¹⁾。

- 1) ネーデルラント系宗教亡命者のドイツへの散住の概観と研究状況については、拙稿「16世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住——その経済史的概観——」, 北海道大学『経済学研究』第27巻第1号, 1977年3月)および「ヴェストプロイセンにおけるネーデルラント系メノー派コロニーの形成とその経済活動(1525-1772)」, [(1)北海道大学『経済学研究』第34巻第4号, 1985年3月, (2)同第35巻第1号, 同年6月, (3)同第35巻第2号, 同年9月]を参照。その他, F. A. Norwood, *The Reformation Refugees as an Economic Force* (Studies in Church History, 5; Chicago, 1942); R. van Roosbroeck, *Emigranten. Nederlandse vluchtelingen in Duits-*

land (1550-1600) [Leuven, 1967]; ders., "Die Bedeutung der Emigranten aus den Niederlanden für die Neugestaltung der deutschen Wirtschaft im 16. und 17. Jahrhundert", in: *Führungskräfte der Wirtschaft in Mittelalter und Neuzeit 1350-1850*, I, hrsg. von H. Helbig (Limburg / Lahn, 1973) [紹介: 諸田 實「信仰の亡命者」(神奈川大学『商経論叢』第14巻第1号, 1978年)]; H. Schilling, "Innovation through Migration: The Settlement of Calvinistic Netherlanders in Sixteenth- and Seventeenth Century Central and Western Europe", *Histoire Sociale/Social History*, XVI (1983), 7-33. さらに、初期のオーバーライン地方の亡命者教会全体の展開を明らかにした最新の優れた研究としては、ベルギーの Ph. Denis, *Les églises d'étrangers en pays rhénans (1538-1564)* [Paris, 1984] がある。

- 2) ここで問題となる領邦国家、プファルツ選帝侯国の領域や国制については、後に必要に応じて触れるが、我が国では、往々にして誤って用いられているので、若干の基本的事実をあらかじめ述べておきたい。プファルツとはメロヴィング時代²⁾の宮中伯 Pfalzgraf, *comes palatinus* に由来するが、その後この職は地方における皇帝の裁判=行政の最高代理職となりドイツ全土に4つ置かれた。その1つで最も重要であったライン宮中伯職 Pfalzgrafschaft bei Rhein, *comes palatinus Rheni* を1214年、バイエルン公(ヴィッテルスバッハ家)が世襲職として皇帝より与えられ、それ以来同家は周辺の小領主を保護と支配の下に置き、また司教領や修道院領を併合しつつ次第に領邦を形成して行った。これが領邦としてのライン・プファルツの起源であるが、この間、1257年から、皇帝の空位またはイタリアに在位時に皇帝を代行する、7人の選帝侯の筆頭の地位をえ、プファルツ選帝侯国 Kurfürstentum von der Pfalz を称し、ドイツ皇帝の候補の資格を持った有力な諸侯となった。さらに1329年旧バイエルン公国の相続を争って、その北部(オーバー・プファルツ Oberpfalz)をその領土に加えたが、その際定められた、選帝侯位をバイエルン系とプファルツ系の両ヴィッテルスバッハ家で交替する協約は1356年の黄金勅書 *die Goldene Bulle* により、否認されて、ここにヴィッテルスバッハ家の2つの系統は完全に分離した。さらに、プファルツ選帝侯国は1414年に現バーデン中部のオルテナウ Ortenau の守護職 Landvogtei を、1423年にエル

ファルツ＝ジンメルン家 Pfalz-Simmern から入って襲いだカルヴァン派のフリードリヒ 3世 (敬虔侯) Friedrich III (der Fromme) が、カルヴィニズム (改革派 die Reformierte Konfession) に基づいてその領邦教会を再編しようと試み、いわゆる《第2次宗教改革》die zweite Reformation の先頭を切って、ドイツ国内の「改革派」諸侯のリーダーとなったことは、ドイツのプロテスタンティズムの動向や国内政治に大きな衝撃を与えたのみならず、この小邦を否応無しにフランス、スイス、イギリス、そしてなによりも独立運動の真ただ中にあったネーデルラントとの深い国際的関わりのなかに引き摺りこんだのであった。こうした中で、プファルツは、ネーデルラント系の宗教亡命者を積極的に受け入れ、神学者や知識人がハイデルベルク大学や宮廷に招かれて、カルヴィニズム導入の事業に携って、この領邦をドイツのみならずヨーロッパ・カルヴィニズムの中心に育て上げるのを援けたのみではない。経済的に見ても、様々の部門の多数の生産者達がここに定住

し、——宗教改革、とりわけカルヴィニズムへの移行に伴って、領邦経済の大掛かりな再編を迫られた中で——領邦側の殖産興業政策に支援されつつ、新産業を移植した。しかも、この場合、既存の領邦都市ではなく、宗教改革によって廃止された農村の修道院を提供されて全く新たな居住地を形成した点で、プファルツの事例はライン地方でもユニークであり、また、1世紀後のナント勅令廃止にさいしてフランスのユグノーを迎え入れたドイツの諸領邦の政策、とりわけ多数の新都市建設の先取りでもあった³⁾。

- 3) プファルツにおけるネーデルラント系カルヴィニストのコロニーの歴史については、幾つかの散発的地方史的研究と、19世紀末から出始めた主として外国人教会 Fremdenngemeinde の発生史の研究、とくに「ドイツ・ユグノー協会」の *Geschichtsblätter des deutschen Hugenottenvereins* が中心であり、経済史的研究は、第1次世界大戦までは有名なゴータイン E. Gothein が、*"Mannheim im ersten Jahrhundert seines Bestehens"*, *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* [以下 ZGORh と略], NF. IV (1889), 129-211; ders., *Wirtschaftsgeschichte des Schwarzwaldes und der angrenzenden Landschaften* (Straßburg, 1892), II, 675f. など; 17世紀のマンハイムに触れたに止どまり。モノグラフィーとしては、F. Bühler, *Die Entwicklung der Tuchindustrie in Lambrecht* (Wirtschafts- und Verwaltungsstudien mit besonderer Berücksichtigung Bayerns, 50; Leipzig, 1914) を挙げるのみであったが、その後、L. Ziehner, *Zur Geschichte der kurpfälzischen Wollgewerbe im 17. und 18. Jahrhundert* (Beiheft 22 zur Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Stuttgart, 1931) によって、大きく前進した。最近の研究としては、G. Kaller, *"Wallonische und niederländische Exulantensiedlungen in der Pfalz im 16. Jahrhundert. Entstehung und Stadterhebung"*, in: *Oberrheinische Studien*, III (1975), 327-351; ders., *"Bevölkerung und Gewerbe in Frankenthal, Neustadt und Lambrecht am Ende des 16. Jahrhunderts"*, in: *Aus Stadt- und Landesgeschichte Südwestdeutschlands. Festschrift für Erich Maschke zum 75. Geburtstag* (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Würt-

ザスで10の帝国都市と45の皇帝直轄領村落の守護権を獲得して、さらにその勢力を拡張した。

なお、プファルツ選帝侯国においても『黄金勅書』は各選帝侯国の分割には一定の制限を課してはいたものの——一子 (長子) 相続制が確立してはおらず、いくつかの、一定の序列で本家に対する相続権を残した分家の伯領が創出されたり、また家系断絶により回収されたりしていたが、とりわけ、1410年に分かれたツヴァイブリュッケン伯領 Pfalz-Zweibrücken およびさらに1459年にそこから分かれたジンメルン伯領 Pfalz-Simmern, また、バイエルンにおけるノイブルク伯領 Pfalz-Neuburg (1505年) とそれから出たズルトバッハ伯領 Pfalz-Sulzbach (1582年) などは、いずれもプファルツ選帝侯国のみならずドイツ全体その後の歴史に大きな役割を演じた。これらの点については、差し当り、L. Häusser, *Geschichte der rheinischen Pfalz*, 2 Bde. (Heidelberg, 1845; Neudruck, Mannheim, 1971); H. J. Cohn, *The Government of the Rhine Palatinate in the Fifteenth Century* (Oxford, 1965); V. Press, *Calvinismus und Territorialstaat. Regierung und Zentralbehörden der Kurpfalz 1559-1619* (Stuttgart, 1970) などを参照。

それゆえ、プファルツ選帝侯国、とくにライン・プファルツにおけるネーデルラント系カルヴィニストの定住は、宗教改革期の宗教亡命者の経済活動に関する比較史的研究において、とりわけ次ぎの3つの観点からその独特の意義を明らかにする必要がある様に思われる。(1) 領邦国家自体がカルヴィニズムを採用したこの地に定住できたことは、確かに、ドイツにおける他の移住地で見られた、様々の宗教上の抑圧と不寛容からの解放を意味したものの、他方で、上から君主の手で導入され領邦教会の原理によって立つドイツの改革派(カルヴィニズム)の領邦国家のなかで、国家権力や都市共同体に支えられることなく、下から信徒の自発的組織として誕生したネーデルラント系カルヴィニズムがどのような地位にあったか、あるいはどのような影響を及ぼしたか。(2) ドイツ諸都市においては、新工業・新技術の移植やあるいは資本

主義的大経営の形成が、在地のツンフト的手工業者や小売商人層などの小市民層の反発を招き、かれらはカトリックにせよルター派にせよ反カルヴィニズムの急先鋒となって宗教的不寛容政策を絶えず市会に働きかけた。それでは、まったく新たな農村地域に、しかも既存の村落からも独立した定住地を形成したプファルツにあっては、これらの新工業の移植と展開がどのような経過をたどったか、また、どの程度まで現地のドイツ人への生産力移転が成功したか。(3) このようなプファルツの諸コロニーとドイツ内の他のネーデルラント系移住地とがどのような関係に立ったか。換言するならば、最も宗教的寛容を保証されたプファルツが、他の帝国都市に対してどの程度有利な地位を占めることができたのか。

本稿は、このような問題関心から、1562年の最初のネーデルラント人の来住から1622年(30年戦争の初期、カトリック=皇帝軍によるライン・プファルツ占領)までの間に限って、移住までの経過や領邦側の宗教・経済政策、主要コロニーの建設とその行政・宗教制度、そしてその経済活動を明らかにすることを試みたものである。その際、時代的下限を1622年に置いたことについて一言しておかねばならない。周知のように、プファルツ選帝侯フリードリヒ5世は、1618年、ドイツのプロテスタント派諸侯のチャンピオンとして、君主たるハプスブルク家のフェルディナントに叛旗を翻したボヘミア国民からその王冠を授けられたものの、反撃に出たカトリック=皇帝軍にあえなく破れ、これがかの30年戦争の発端となった。そして、1620~22年にその領土はすべて占領されて選帝侯はオランダに亡命し、その後もこの地はスウェーデン軍との争奪的となって荒廃を重ねた。その子カール・ルートヴィッヒ Karl Ludwig がプファルツ選帝侯として故郷に復帰できたのは、やっと講和が成った1648年のことであったが、経済復興が軌道に乗ったのもつかの間、1685年には彼を最後にカルヴァン派のプファルツ・ジンメ

temberg, B 75, 1975), 141-71; ders., "Die Bevölkerung von Otterberg und Kaiserslautern im Spiegel des Schatzungsbuchs von 1611", *Jahrbuch zur Geschichte von Stadt und Landkreis Kaiserslautern*, XIV/XV (1976/77), 119-127; ders., *Geschichte von Kloster und Stadt Otterberg*, 2 Bde., (Otterbach, 1976-81); ders., "Kurfürstliche Einflüsse auf die Gründung von Neu-Hanau", in: H. Bannasch und H. P. Lachmann, (hrsg.), *Aus Geschichte und ihren Hilfswissenschaften. Festschrift für Walter Heinemeyer zum 65. Geburtstag* (Veröffentlichungen der historischen Kommission für Hessen, 40; Marburg, 1979), 866-700; E. Bütfering, "Niederländische Exulanten in Frankenthal, Neuhauanau und Altona. Herkunftsgebiete, Migrationswege und Ansiedlungsorte", in: W. Ehbrecht und H. Schilling, (hrsg.), *Niederlande und Nordwestdeutschland. Franz Petri zum 80. Geburtstag* (Städteforschungen, A15; Köln-Wien, 1983), 347-417. この他、16世紀のプファルツ選帝侯国も含めた近世の西南ドイツ諸領邦による都市建設についての研究集会 *Neuzeitliche Gründungsstädte in Südwestdeutschland* のシャープ M. Schaab らによる総括 [ZGORh, CXXXIII (NF. XCI, 1985), 103-155] が、他の地域との比較や研究状況を理解するうえで極めて有益である。

ルン家は途絶え、カトリックのプファルツ＝ノイブルク家 Pfalz-Neuburg に代わり、この間、この地域の併合を狙うフランスから1689～97年と1701～1713年の2度にわたってその侵略を受け、国土は再度30年戦争に劣らず荒廃した。こうして、カトリックの君主とフランスの圧力の下、再カトリック化とプロテスタント圧迫が実行され、ナント勅令廃止後も、もはや、後続部隊の新たな外国人プロテスタントの受け入れは不可能となるなど、ドイツの諸領邦のなかでも最も不幸な歴史をたどることになる。こうして、プファルツのコロニーからは、独立なったオランダへの還流やブランデンブルク＝プロイセンなどへの流出が続き、コロニー自体も辛うじて生き残ったに過ぎなかった。勿論、プファルツにおけるこうした外国人宗教亡命者の遺産は、決して拭い去られてしまった訳ではなく、今なおマンハイム Mannheim を始め幾つかの都市の碁盤目の町並み Quadratstadt とカルヴァン派教会にその面影を認めることができるものの、19世紀初頭から漸く始まった、繊維や機械・化学などを中心とするオーバーライン地方の産業革命の波にも、全くといってよいほど接続するところがなかった。それゆえ、30年戦後については、極く簡単にその後の展開を見通すに止どめたい。なお、この問題に関連して、プファルツ選帝侯国の国制史的諸問題や軍事・外交政策⁴⁾、あるいは同じプファルツ選帝侯国の領土でありながら宗教的にも国制もかなり異なったオーバー・プファルツ地域の展開⁵⁾なども我が国では殆ど研究されておらず、

4) とりあえず V. Press, "Zwischen Versailles und Wien. Die Pfälzer Kurfürsten in der deutschen Geschichte der Barockzeit", ZGORh, CXXX (1982), 207-267 を参照。

5) この点については、差し当たり V. Press, "Die »zweite Reformation« in der Kurpfalz", in: H. Schilling, (hrsg.), Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland-Das Problem der »zweiten Reformation« (Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte, 195; Gütersloh, 1986), 104-29 を参照。

これを解明することも宗教改革期のドイツを理解するうえで貢献するところが大きいと思われるが、この点も、本論との関わりの範囲で関説するだけにして、別稿に譲ろうと思う。

II. 序曲——迫害を逃れて。イングランドのグラストンベリーからドイツの帝国都市フランクフルトへ——

ところで、ネーデルラント人のカルヴィニスト達が、やっとプファルツ選帝侯国に辿り着き、同じ宗派の領邦君主の庇護の下で安住の地を見いだすに先立つ十数年間は、彼らの祖国は勿論、ドイツでも、また多くのヨーロッパ諸国でも、宗教改革と国際政治の動向は、波乱を極めており、かれらは、こうした情勢の変転に絶えず翻弄され、せつかく得た亡命の地を捨てては、ヨーロッパの各地を転々としなければならなかったのである。彼らがこのプファルツに定住するまでに、それに先立って、オディッセーさながらに繰り返し波瀾と苦難に溢れる旅を歩んだし、また、その舞台には幾多の宗教改革史上の著名な指導者が登場した。そこで、最初に、その指導者や中核となるグループが背負うことになった激動の前史、すなわち、彼らが最終的にプファルツに落ち着くまでに辿った道程を簡単に描いてみたい。

(1) グラストンベリーのワロン人亡命者コロニー (1550～1553年)

ブリストルから南に約30キロ、サマセットシャー Somersetshire の丘陵地帯を抜けると、やがてかってイングランドで最古で最大の規模を誇ったベネディクト派のグラストンベリー修道院 Glastonbury Abbey の跡にたどり着く。かのアーサー王とその妃ギネヴィアの墓所として知られるこの僧院も、1539年ヘンリー8世の修道院解散と最後の僧院長ホワイティング Richard Whiting の処刑の後、金にして11,000オンスにも上る何世紀もの間大切に保存されてきた宝物をトーマス・クロムウェル Thomas

Cromwell によって、残らず持ち去られた。建物は荒れるに任され、石材として勝手に切り取られ、今では広々とした緑の敷地に遺る崩れかかった廃虚が悲壮な美しさを湛えて、在りし日の壮麗な姿を偲ばせるのみである。だが、この修道院跡が、短命に終わったとはいえ16世紀におけるイングランド初のフランドル新毛織物工業導入の試みの舞台であったことは、いまでは殆どひとの知るところでない⁶⁾。

当時イングランドでは、1547年から幼い新王エドワード6世を補佐した摂政サマセット公 Duke of Somerset (Edward Seymour) が、カンタベリー大主教トーマス・克蘭マー Thomas Cranmer, Archbishop of Canterbury に輔けられつつイングランド国教会のプロテスタント化の事業を開始した。時あたかも、ドイツではシュマルカルデン戦争でプロテスタント諸侯軍が敗北し、その結果、アウクスブルクの帝国議会は1548年、皇帝カール5世の圧力の下で、『暫定協定』(仮信条協定) Interim を発布してこれを諸領邦や帝国都市に押し付けた。このため、シュトラースブルクやエムデンなどから多くの——とりわけツヴィンギー派の——優れた神学者や指導者が、その受け入れを拒否し、あるいは皇帝の圧力で都市や領邦から逐われたり身の危険を感じて、亡命や再移住の途を選んだ。こうして、ブーツァー Martin Bucer (Butzer) をはじめ、ファギウス Paul Fagius, ヴェルミーリ Pietro Martire Vermigli, オキーノ, Bernardino Ochino (イタリア人), ラスキ (ワスキ) Johannes à Lasco, Jan Łaski (ポーランド人), ドリアンデル Francisco Dryander (スペイン人) などのヨーロッパ大陸で第1級の「改革派」系統の人物

が克蘭マーに迎えられてその事業を担った。さらに、とりわけ、1544~46年の激しい弾圧——そして50年代からカルヴィニズムのネーデルラント全土への浸透に対抗して、これを徹底的に禁圧すべく試みられた大規模な迫害——を命からがら逃れて、3,000~3,500人ものネーデルラント人がドーバー海峡を越えて対岸のイングランドに渡った。彼らは、国王の保護の下で亡命者教会を組織して母語であるワロン=フランス語やフラマン=オランダ語 Vlaams-Nederlands (低地ドイツ語 Nederduits) で礼拝を行うことを許されたが、シュトラースブルクなどに難を避けていた多くのネーデルラントのプロテスタントの知識人も、イギリスでその庇護を享受し、この教団の指導者としての活動の場を与えられることになった⁷⁾。

こうしたエドワード6世時代の亡命者教会のうちで最も古いものは、1547年に始まる、克蘭マーの膝元カンタベリーの教会である。すでにイングランド東南部の海岸には単独あるいは小人数のグループで散発的にネーデルラント人プロテスタントが亡命してきていたが、ヘントから亡命して当時はシュトラースブルクのフランス系亡命者教会で活動していたユーテンホーヴェ Jan Utenhove が、1548年夏に克蘭マー大主教に招かれて来住し、主としてワロン人からなる亡命者教会——ただし国王の正式の特許状によらぬ——を組織し、フランス人ペリュール François Perrucel de la Rivière に

6) グラストンベリーは1127年、市場町の特許を与えられ、14世紀には特権都市 borough に昇格し、上質の紡毛織物生産も栄えていたが、16世紀には、とりわけ修道院の解体で、すっかり衰退していた。N. Bonham, *This is Glastonbury* (Glastonbury Conservation Society, 1986), p. 21.

7) B. Moeller, *Deutschland im Zeitalter der Reformation* (Deutsche Geschichte 4), 2. Aufl. (Göttingen, 1981), S. 147ff.; J. Decavele, *De Dageraad van de Reformatie in Vlaanderen (1520-1565)*, I (Brussel, 1975), pp. 82-3; A. Pettegree, *Foreign Protestant Communities in Sixteenth-Century London* (Oxford, 1986), pp. 23-24; P. Denis, *Les Églises d'étrangers à Londres jusqu'à la mort de Calvin: de l'Église de Jean Lasco à l'établissement du Calvinisme* (Mémoire de licence, Université de Liège, 1973/4).

牧師の職が委ねられた⁸⁾。しかし、この教会は1549年春に健康を害したユーテンホーヴェが療養のため大陸に戻った後すぐ消滅した。そして、代わって1550年に正式に国王の特許状を与えられたロンドンのネーデルラント人亡命者教会が発足する。当時ロンドンでは1547年からネーデルラント人プロテスタントの亡命者達は個人の家や他の教会を借りるなど、不便を忍んで礼拝を続けていたが、1549年末にワロン=フランス系がフランソワ・ヴォーヴィル François Vauville を牧師とする独自の教会を組織することを非公式に認められた。この年の秋にロンドンに戻ったユーテンホーヴェは、フラマン=オランダ系も含めた正式の亡命者教会公認を運動し、翌年5月13日イングランドに渡ってきたラスキの尽力をえて、6月29日国王の許可(7月24日公開特許状)によりシティ内のアウグスチヌス派修道院(オースティン・フライヤー Austin Friar)を払い下げられた。しかし続々流入する難民の礼拝の場所はすぐ手狭となり、10月には同じく市内のスレッドニードル街 Threadneedle Street のセント・アントニー施療院 St. Anthony Hospital の礼拝堂を供与され、ワロン=フランス系の礼拝に充てられた。こうしてラスキを総監督 *superintendent* とし、ドゥ・クレイネ Maarten de Cleyn (ミクロニウス Micronius) とデーレン Wouter Deelen (デラエヌス Delaenus) がオランダ=フラマン系の、ベリューセルとヴォーヴィルがワロン=フランス系の牧師を務めた。また

ユーテンホーヴェも4人の長老の1人に出され、こうして国外で、はじめてネーデルラント系の「改革派」教会組織が誕生したのである⁹⁾。

こうした、ロンドンの教会とは別個に、ランドルの新毛織物工業の移植と旧修道院財産の

- 9) F. C. Ebrard, *Die französisch-reformierte Gemeinde in Frankfurt am Main 1554-1904* (Frankfurt am Main, 1906), S. 18-19; Pettegree, *op. cit.*, pp. 21-112. イギリス側のネーデルラント人亡命者教会に特許を与えた動機としては、クマンマーの意図した宗教改革のモデル教会をイギリス人に示すとともに、ネーデルラント人亡命者を亡命者教会に組み入れて、再洗礼派の浸透を防止することもあった。このロンドン・ネーデルラント人亡命者教会の中心であるラスキ(ヤン・ワスキ Łaski 1499—Pińczów 1560)は、ポーランド王国の官房長官や大司教を歴任した高名な同姓同名の人物を伯父に持つ名門貴族の生まれであったが、その福音主義的思想のゆえに1543年から最終的に——すでにそれ以前1539~41年に国外に避難していたが——国外亡命を余儀なくされ、かつて滞在したオストフリースラント伯領の首都エムデンに摂政アンナにその領邦教会の総監督として迎えられ、ツヴィングリーのプロテスタンティズムの導入とメンノー・シモンズを指導者とする再洗礼派との理論闘争にその全エネルギーを費やした。1548年の『暫定協定』以後、1548~9年にイングランドに、59年にケーニヒスベルクのプロイセン公アルブレヒトの宮廷に一時滞在した。彼の伝記としては、古典的な著作である H. Dalton, *Johannes à Lasco. Beitrag zur Reformationsgeschichte Polens, Deutschlands und Englands* (Gotha, 1881; Neudruck, Nieuwkoop, 1970); G. Pascal, *Jean de Lasco. Baron de Pologne, Évêque Catholique, Réformateur Protestant 1499-1560* (Paris, 1894)のほか、ポーランドのプロテスタント史家による O. Bartel, *Jan Łaski* (1964, aus dem polnischen übersetzt von Arnold Starke, Berlin 1981) を参照。なお、ラスキの宗教的立場は、チューリッヒ(ツヴィングリー=ブーリンガー派)の流れを汲むものであり、予定説の教義は採用していなかった。それゆえ、フランス=ワロン語系教会には、不満があったが、カルヴァンはロンドンについてはラスキの指導に委ね、口を挟まなかった。Pettegree, *op. cit.*, pp. 71-72; Denis, *Mémoire de licence cit.*, pp. 1-4.

なお、この時点でのネーデルラント人亡命者は、やはり手工業的性格が強いが、その職種は、大消費都市ロンドンを反映して、伝統的手工業、印刷工やビール醸造工、桶屋、それに麻織物や縁飾り、絹織物など奢侈品生産が中心であった。

- 8) F. W. Cross, *History of the Walloon and Huguenot Church at Canterbury* (Publication of the Huguenot Society, XV, 1898), 1-10. Jan Utenhove (Gent 1516-London 1566) は、ヘントの富裕な都市貴族の家柄の出で、早くから福音主義の影響を受けていたが、1544年訴追を逃れてケルンに退去し、1545年に一時、アーヘンのワロン系を主とするネーデルラント人亡命者のために教会を設立するのに尽力した後、45年からシュトラースブルグに赴いてブーツアーら改革派の指導者との交友を深めた。Cfr., Decavele, *a. w.*, p. 77-80; F. Pijper, *Jan Utenhove, zijn leven en zijne werken* (Leiden, 1883).

活用という、確固たる経済的動機をともなうて開設されたのが、このグラントンペリー・コロニーであり、ここに登場したのが、この後フランクフルト時代までもこのコロニーの指導者としてその運命と切ってもきれぬ関係にあり続けた、リール出身のヴァレラン・プーレーン Valérand Poullain (Valerandus Pollanus) あった¹⁰⁾。彼は、1548年にブーツァーやファギウスとともにシュトラースブルクからイングランドに渡り、ユートンホーヴェの推薦でオックスフォード大学での教職を志したが成功せず、ダービー伯爵家 Earl of Derby の家庭教師を務め、またロンドンでワロン＝フランス系教会の説教を手伝うかわり、論争の著述に携わっていた。そして、彼は1550年8月にサマセット公と国務会議に対して、外国人亡命者に住居とともに作業場を与えて平穩裡に毛織物生産に従事せしめ、自由に礼拝を行うことを認めるならば、この王国に多大の利益をもたらすことになるので、そのために解散された旧修道院施設を充てるよう請願した。それを承けたサマセット公は、自分の所領と交換に王室財産となっていた旧グラストンペリー修道院とそれに付属した農牧地を入手し、ここにプーレーンを総監督 Superintendent とするワロン系のウーステッド織布工の集団を入植させた。これら入植者は、1551年12月31日のプーレーンの他、69名に対して終身居住権 *denizenship for life* を認めた国王の公開特許状によれば、フランス人1名を除いて悉くが『ドイツ皇帝領〔ネーデルラント〕の出身者』the natives of the Emperor's Dominion であったが、その詳しい出身地は分からないし、また、どのようにして募られたかも不明である。しかしその後このコロニーはいつも公文書にフランドルの織布工

Flemish weavers ないしウーステッド(セイ)工 *worsted (saye) workers* と称されているところから、恐らくは、当時サーイ織が繁栄していたワロン・フランドルのリール Lille やトゥルネー Tournai などの都市と、その周辺の小都市や市場町あるいは農村工業村落(ルーベール Roubaix, トゥルコワン Tourcoing, アルマンティエール Armentières, ラノワ Lannoy, アルワン Halluin など)の双方の出であったろう。ただし、この中にラーケン *laken* など新紡毛織物の生産者が混じっていたかどうかは不明である。入植者とサマセット公との間で以下のような協約 *covenant* が結ばれた。その職業遂行に必要で、各人および家族を収容する住居を提供すること。各人に5エーカーあるいは通年2頭の乳牛を飼えるだけの放牧地を割り当てること。割り当てが完了するまでは、共同地内の狩猟地および庭園地 *garden* の一部を利用できること。彼らは公より羊毛の買入れその他事業開始に必要な費用を賄う資金の前貸を受ける。彼らは、紡績その他この製造業に属する作業で必要が生じた場合、イギリス人男女を雇い入れる権限を与えられる。そして、サマセット公の差配人 *inspector* としてコーニッシュ Henry Cornish という人物が任命された。こうして、484ポンド14シリングの前貸しを約束され、34家族と寡婦6人(2家族として扱う)と、遅れて参じた10家族の計46家族がここに定住した¹¹⁾。

11) これら梳毛織物工たちにとって、ロンドンは生活費も嵩み原料や施設ないしギルドの態度などからして、決して最良の立地ではなかったのであろう。事実、16世紀末に再開された《新毛織物》移植計画も、ことごとくロンドン以外のノリッジやコルチェスターなどの諸都市を舞台にしていた。このイングランド初の梳毛織物工業移植の計画については、すでに E. Lipson, *The Economic History of England*, I, 11th ed. (London, 1956), pp. 463-4 が取り上げ、また、最近ではサースク [J. Thirsk, *Economic Policy and Projects* (Oxford, 1978), pp. 36-7. 三好洋子訳『消費社会の誕生』(東京大学出版会1984年)、47~8ページ] もその先駆的役割を評価しているが、これに

10) プーレーンの伝記としては、K. Bauer, *Valérand Poullain. Ein kirchengeschichtliches Zeitbild aus der Mitte des sechzehnten Jahrhunderts* (Elberfeld, 1927) を参照。彼の父は、もともとは、ブルゴーニュの領主ないし下級貴族で、1527年にリールの市民権を取得した。S. 18-21.

しかし、移住が開始された時、すでにサマセット公は失脚して獄中にあり、現地の公爵家の家令による受け入れの準備も全くなおざりにされたままであったし、現地住民の態度も決して好意的ではなかった。使用できる住居はわずか6軒、残り22軒は屋根も戸も窓もなく、これを修理したとしてもなお16軒が不足した。そして、染色や艶出し calendaring の設備もまだ造成されていなかったから、紡績やその他の工程にイギリス人労働力を雇うことも問題外であった。移住者達は、羊毛購入のためやむをえず差配人コーニッシュから金を借りたため、その製品を担保として不当な安値で差し押さえられた上に、約束の放牧地もコーニッシュは不法な手段で取り上げようとした。プーレーン等は、51年10月、手紙でウィリアム・セシル William Cecil と枢密院に直訴し、枢密院も10月25日、サマセット公の現地の会計監査役 auditor (Colhurst, Dier, Horner) と収入役 Receiver (Barrick), 同じく差配人コーニッシュに、これら移住者にサマセット公との契約通りの給付を行うことを命じた。しかし、実効は薄いとみたプーレーンは、11月3日、9日、27日の3度の書簡とともに、協力者のヴォルフ Pieter Wolf と副牧師ル・プレヴォー Étienne Le Prévost をセシルのものに派遣して、窮状を語る説明し、コーニッシュの罷免を訴えた。枢密院は、今までのコーニッシュの権利を認め彼を引き続きその地位においたとはいえ、12月18日に、サマセット公収入役のクロウチ Wm. Crowch

に命じ、入植者に340ポンド(うち40ポンドはプーレーンの立て替え分)を羊毛購入資金として前渡しするよう指令し、同時に、パースの主教バーロウ William Barlow 以下6名の委員を任命して実状を調査させた。そして、その答申に基づいて、これら委員の指揮のもとに、旧修道院の適当な空室を総て改修して彼らの住居が確保され、また旧修道院の醸造所とパン焼き場を改造して、染色場と艶出作業場がつけられた。また、オーウェル狩猟場 Orwell (Worrall) Park のみでは各家族が2頭の牛を放牧するには不足で、共同地での放牧権が認められた。さらに、1552年3月22日には、さらに500ポンドの営業資金の追加貸付けを認められ、これらは、先の貸付けと合わせて、監督プーレーンと5人の長老の連帯保証のもとに、毎年100ポンドずつ返済されることになり、これら保証人は完済までは国王の許可なくイングランドを去ることを許されなかった。そして、彼らは、1552年12月5日の特許状で、永住権のみならず、その営業についてイングランド人と同等の権利を保証され、必要な原料の無税輸入の特権も認められた¹²⁾。このような激動の中でもプーレーンは、教会組織も整えるのに力を尽くし、1552年に『グラストンベリー教会規則=信仰告白』La Confession de foi de l'église de Glastonbury en Somerset を制定したが、これは、イギリス国教会からは勿論、ラスキのロンドン教会からも独立した、いわば独立派=会衆派的精神に立脚し、組織もロンドンと異なり、カルヴァンのシュトラースブルク・フランス系教会規

については、次ぎの2つの古い論文しかない。① E. Green, "On Some Flemish Weavers settled at Glastonbury, A. D. 1551", *Proceedings of the Somersetshire Archaeological and Natural History Society*, XXVI (1880), 17-24. ② H. J. Cowell, "The French-Walloon Church at Glastonbury, 1550-1553", *Proceedings of the Huguenot Society of London*, XIII (1923-29), 483-515. このサマセット公と移住者の間では交わされた協約書 covenant の原本は失われ、Public Record Office, *State Papers, Domestic, Edward VI*, 1551, No. 76 にその写しが含まれている(未見)。

12) プレーンのセシル宛の3通の手紙は、幸いにヒック文書 Sir Hicke's MSS. に残り、後1694年にストライプによって、トーマス・克蘭マー伝の付録に収録された。John Strype, *The Memorials of Thomas Cranmer*, ed. Philip Barns (London, 1854), pp. 887-892. Cfr., *Calendar of State Papers Domestic, Edward VI, Mary and Elizabeth*, Vol. I, pp. 36-37 (XIII, 1551, Nos. 70-76), 37-8 (XIV, 1552, Nos. 2, 3, 3A, 13, 14), 47 (XV, 1552, No. 55); *Acts of Privy Council*, III, 1550-1552 (London, 1911), pp. 400, 414-6.

則を忠実に承継いだものであり、後にフランクフルトのフランス系教会規則としてドイツへまた逆輸出されることになる¹³⁾。

こうして、1552年末までに、グラストンベリー・コロニーはやっと経済的に軌道に乗り、教会組織も整備されたが、宗教の面でも、また、新毛織物工業についても、周囲のイギリス人住民との交流はまだ生じていなかったように思われる。

(2) 再び亡命の旅に——帝国都市フランクフルトへ——

こうして発足したグラストンベリー・コロニーが、なお数年の平穏な歳月を与えられれば、イングランド西部における南ネーデルラント新毛織物工業移植の中核として、成長できたであろうが、1553年7月6日、国王エドワード6世が16歳で夭折し、同19日熱烈なカトリック教徒のメアリー女王が即位したため、事態は激変して、プロテスタントの亡命者達は再びここでも迫害か追放の危険に晒されることになった。

ラスキらのロンドン亡命者教会の指導者たちは、イギリス人の友人のごとき投獄の運命は免れたものの、オースティン・フライアーの教会は取り上げられ、24日以内に国外へ立ち退くことを命ぜられた。こうして、ラスキ、ユーテンホーヴェ、ドゥ・クレイネ(ミクロニウス)など、ロンドンのフラマン系亡命者たちの中心約400人は、クランマーが逮捕された翌々日の9月17日、グレイヴゼンド Gravesend から2隻のデンマーク船(De Kleine Kraai, De Moor)に分乗して、デンマーク国王の好意に最後の望みを託して大陸に船出した。しかし、嵐のため

2隻は離れ離れとなり、1カ月後、小さい方の1隻のみヘルシンゲール Helsingör に辿り着いた。しかし、ルター派のデンマーク国王は、結局彼らにツヴィングリ派ないし分派^{ベグデ}(とりわけ、再洗礼派)の疑いをかけ、冬を目前に控えて老人や子供も抱えて途方に暮れたこの一団に非情にも退去命令を下した。そして、その後頼ったルター派のハンザ都市、ヴィスマール Wismar, ロストック Rostock, リュベック Lübeck からも悉く受け入れを断られ、最後に訪れたハンプルクでは、ルター派教会の総監督 Superintendent の地位にあったのが、聖餐論争における反カルヴァン派の闘士ヨアヒム・ヴェストファール Joachim Westphal であった以上、結果は明白であり、この間にワウテル・デーレンに率いられロンドンから直接渡航してきた32名も市外の旅籠に留め置かれていた。最後に、かつてのラスキの活動の舞台オスト・フリースラント伯領の摂政であった、伯爵夫人アンナ・フォン・オルデンプルク Anna von Oldenburg が救いの手を差し延べたお陰で彼らがエムデンに出港できたのは、翌1554年の3月も末の26日のことであった¹⁴⁾。

13) Ebrard, a. a. O., S. 37-41; Bauer, Valérand Poullain, S. 158-168. この間、ジュネーヴのカルヴァンに、これらグラストンベリー入植者について、芳しからぬ噂、すなわち彼らが、サマセット公の入獄と処刑に便乗して、本来の協約にない便宜を政府に要求したという話が伝わり、カルヴァンは、国王に手紙を送ってこれを差し止めようとした。驚いたブーレーンは、書簡ではなく信頼できる人物の派遣を求め、結局沙汰やみとなったようである。

14) Pettegree, *op. cit.*, pp. 113-17; F. A. Norwood, "The London Dutch Refugees in Search of Home, 1553-1554", *American Historical Review*, LVIII (1958), 64-72; R. Kayser, "Johannes a Lasco und die Londner Flüchtlingsgemeinde in Hamburg", *Zeitschrift des Vereins für hamburgische Geschichte*, XXXVII (1938), 1-15. この苦難の旅と各地のルター派教会や当局の非情な仕打ち——かえって、日頃仲が悪かったメノー派が、暖かく救援の手を差し延べたのに対して——を、後にユーテンホーヴェが *Simplex et fidelis narratio de instituta ac demum dissipata Belgarum aliorumque peregrinorum in Anglica ecclesia* (Basileae, 1560) [*Bibliotheca Reformatoria Neerlandica*, IX (1912), ed., S. Cramer en F. Pijper, 151p., met inleiding p. 1-32 (未見)] を出版して世に公表した。なお、この時の一行の総数については、本書に『175人』としか記されておらず、研究書でもこれが家族や召使を含むかどうかで、175から400人まで見解が分かれているが、ここではノーウッドに従って、家長のみの数としておく。

一方、グラストンベリー・コロニーも、9月5日に枢密院から、家屋などの設備を保全した状態で亡命者たちを平穩裡に退去させるべくパスポートを発給するよう指示され、早くも16日にはここを退去して、ロンドンに移った。そして彼らは、プーレーンの10月18日のロンドン教会会議 Disputatio 参加を最後に——途中多くの危険を冒したであろうが——アントウェルペンを經由してドイツに向かった¹⁵⁾。この時点で、プーレーンが既に、新たな亡命先として、自分でもしばしば訪れたことのあるドイツ最有力のメッセ都市——かつて1542年にその教会規則制定に、プーツァーが協力した——フランクフルト・アム・マインを考えていたようであり、アントウェルペンのルター派からもフランクフルトへ警告の手紙が送られていた。しかし、一行は12月12日にはひとまずクレーフェ公領の有力な領邦都市ヴェーゼルに落ち着いている。ここでは、早くも1544年に宗教改革が導入され、同時にワロン系、フラマン系のプロテスタント亡命者を受け入れ、言語を異にするワロン人にたいしては、自国語による説教も許されていた。プーレーンもかつて1545年に市側とワロン系亡命者教会との紛争を調停するため、シュトラースブルクからプーツァーの使者としてここに派遣されたこともあり、ここでの亡命受け入れに期待を寄せていたのであろう。しかし、アウクスブルク『暫定協定』Interim に際し妥協的態度をとったメラnhiton Philipp Melanchton のルター派内部で影響力は失墜し、ここでも例に漏れず代わって1530年のアウクスブルク信仰告白を絶対視する強硬な正統主

義者が力を得つつあった。このため、市当局は、プーレーンたちの信仰簡条を調査して、それがルター派のアウクスブルク信仰告白と一致していると認められた場合にのみ、後日市の条例で定めるまで独自のフランス語による説教を許すこととし、なお聖餐式は他のドイツ人市民とともに教区教会でルター派の儀式で受けるよう命じた。プーレーンは、この点についての都市当局との交渉でも、また先住のワロン系亡命者との話し合いでも合意がえられなかったのであろう。翌1554年2月初めには、後続のペリューセルに率いられたロンドン亡命者教会のワロン人集団の到着を待たずに、なお彼と行動をとともにする24人の『ウーステッド工』《Bursatmacher》とその家族を伴って、新しい移住地を捜し求めて、再びライン河を上る旅にでた¹⁶⁾。しかし、何よりも幸運だったのは、彼らがケルンで、フランクフルト・アム・マインの次席市長 der jüngere Bürgermeister であったクラウス (ニコラウス)・ブロム Claus (Nikolaus) Bromm に出遭ったことである。同市の名門の都市貴族の家に生まれヴィッテンベルクに学び、とりわけメラnhitonと親しかったこのフマニストは、恐らく自分も出資者のひとりである《シュタイナッハ金属会社》Die Steinacher Metallgesellschaft の精錬した銅をアーヘン方面やアントウェルペン経由でスペイン、ポルトガルに売り捌く商旅の途中にあったのであろうが、プーレーンらの改革派的信仰に寛容な態度を示しその苦境に同情を見せただけでなく、後述するように、シュマルカルデン戦争以来衰退していたフランクフルト市の経済再建の武器として、これら亡命者による『新毛織物工業』の技術移転に着目したのである。しかし、ライン河を下る旅の途中にあったブロムは、自らフ

なお、メアリー女王のネーデルラント人亡命者追放令以後、ロンドン・コロニーのメンバーで実際に退去したのは、その4割程度で、一般の亡命者は、イギリス人の雇い主の庇護や市当局の黙認、あるいは、カトリックへの——しばしば偽装の——復帰などで、引き続き滞在した。

Pettegree, *op. cit.*, 119.

15) *Acts of Privy Council*, III, p. 341 (1553, Sept. 5), p. 349 (Sept. 16); Bauer, *Valérand Poullain*, S. 170.

16) Denis, *Les églises d'étrangers*, pp. 183-4; W. Neuser, "Die Aufnahme der Flüchtlinge aus England in Wesel (1553) und ihre Ausweisung trotz der Vermittlung Calvins und Melanchtons", in *Weseler Konvent 1568-1968* (Düsseldorf, 1968), 28-49.

ランクフルト市当局との折衝を仲介する訳に行かず、親しい友人で思想上も共通した立場の市参事会の同僚、アドルフ・フォン・グラウブルク Adolf von Glauburg にこれを託した。

こうして、3月上旬に単身フランクフルトに到着したプーレーンは、同国人のアドリアーン Adriaan という人物の許に滞在して、プーラーの弟子である2人の市教会牧師 Stadtpfarrer, アムバッハ Melchior Ambach とルーリウス Johannes Lullius を相談相手としながら、市当局への定住受け入れの請願を練り、またこの2人を介して、ルター派の総帥で有名な戦闘的正統主義神学者ハルトマン・バイヤー Hartmann Beyer との会見もこの時には無事友好裡に了えることができただけでなく、バイヤー自身が目指すアドルフ・フォン・グラウブルクへの紹介の労をとってくれたほどであった¹⁷⁾。こうして、その後2世紀近くも度々引き合いに出されることになる、プーレーンの有名な請願書が、3月15日に市参事会に上程された。彼はここで、これらウーステッド工たちが『もし市民として受け入れられ、必要な作業場や住居を賃貸料を払って借りることを許されるならば、彼らは、決して市当局や他の市民の負担を煩わすことなく、必ずや自らの労働と商いで暮らしを立てる sich ihrer Arbeit und Handels neren 所存でありますし、また、当市の市民の子弟で、ほぼ同種の仕事に適したものにウーステッド織の製造 Bursat machen を教授したいとおもっております。』また、我々の仲間として幾人かの他の職種の手工業者や商人が同行してきているが、彼らも自らの労働で自活しようと欲しており、その職業が多くの人々の便益に資するところが大きいゆえ、彼らの受け入れをも併せて強く願う次第である。

17) *Gegenbericht und Verantwortung der Predicanten von Frankfort am Mayn uff etliche ungegründete Klagschriften der Welschen* (Ursell, 1563), abgedruckt bei *Frankfurtische Religions-Handlungen* [以下 F. R. H. と略], II, Beylagen, 50-51.

『しかし、これらの人々は宗教なしには生きられません。そして、我々は貴方がたと宗教を同じくするとはいえ wiewol wir Euer Religion seind, 貴方がたの言葉を知りません。そこで、受け入れが決まった場合、我々がそこで使徒パウロの教えに従って自国語で礼拝や福音の説教、聖餐の儀式を執り行えるよう、教会ないし寺院を1つ下げ渡されんことを、貴市参事会に衷心よりお願い申し上げます。』(傍点は引用者) とはいえ、このことで、当市の教会の権限を冒す意図は毛頭なく、いつもそれに従い、我々の教会の役員の名簿を市当局に呈示して、その正規の牧師としての採用を求める所存である、云々¹⁸⁾。

この請願は、3月18日の市参事会で承認され、プーレーンはすぐさま、その仲間を手紙で呼び寄せた。また、専用の教会も、廃止されたマグダレーナ修道尼院 (Weißfrauenkloster) の付属教会 Weißfrauenkirche と司祭住居を旧修道尼院長 Priorin (Katharina von Mörfelden) から譲り受けるのに成功し、4月17日、市参事会の承認をえて、翌々日19日にプーレーンとその教団の初の礼拝が執り行われた。また同時に長老会 Consistoire が発足し、学校も開校されてモーパ Georges Maupas が教師に就任した。こうして、今後、1806年までこのルター派の帝国都市の政治や社会に絶えず大きな緊張を生み出す源となったカルヴァン派教会、とりわけフランス語系教会の第一歩が踏み出されたのである¹⁹⁾。

18) Abgedruckt bei Ebrard, *a. a. O.*, Anlage 2, S. 156-58.

19) ネーデルラント人亡命者教会をめぐるフランクフルト・アム・マイン市参事会の決定 Ratsprotokollen は H. Meinert, (veröffentlicht von), *Die Eingliederung der niederländischen Glaubensflüchtlinge in die Frankfurter Bürgerschaft 1554-1596* (Frankfurt am Main, 1981) [以下 Meinert, *Eingliederung* と略] にほぼ収録されている。S. 3-5 (1554, 15. 3., 3. 4, 8. 5, 5. 6). この修道尼院は元来更生した売春婦 Weißfrauen のための施設で 第2次大戦の空襲で破壊され移転した。なお 1554年4月4

III. 帝国都市フランクフルト・アム・マイン における初期のネーデルラント系宗教亡 命者とその経済活動 (1554-1562)

(1) 16世紀中葉の帝国都市フランクフルトの 社会・経済構造と宗教的状况

ところで、フランクフルトのみが、このようにネーデルラント人プロテスタントの亡命者を積極的に受け入れようとはかったのに際しては——そのことは、やがて在来の市民との間に深刻な社会経済的・宗教的軋轢を惹起することとなったが——どのような政治的・宗教的状况がこの都市を取り巻き、また、いかなる経済的動機がそこに働いたのであろうか。元来、同市は春と秋の2回の大市(メッセ)に全ヨーロッパから商人を集めていたほか、14世紀から、同市の商人はエルザスなどライン地方だけでなくリュベックなどのハンザ諸都市や中部ドイツのテューリンゲン、ザクセン、シュレージエンあるいはネーデルラント諸都市との活発な遠隔地間貿易を営み²⁰⁾、さらには、ヴェネチアにも直接進出をとげていた。このなかで、毛織物は最初か

日に到着した40人が プーレーンの本来の一行(24家族)とすれば少なすぎるが、追加の団かどうかは不明である。

このとき、プーレーンは、そのグラストンベリーの教会規則や信仰簡条、さらに1553年のロンドンでの『論争録』disputatioを提出し、バイヤーやアドルフ・フォン・グraubルクの承認をえており、その後、さらにこれを修正して『フランクフルト・フランス教会規則』Ordo ecclesiae Gallicanaeを整備した。Ebrard, a. a. O., S. 55. ただし、プーレーンは、紛争を恐れて、簡略化したものを提出したようであり、この点が、後々まで、ルター派からの攻撃の的になった。K. Bauer, "Bekanntniszustand der Reichsstadt Frankfurt am Main im Zeitalter der Reformation", *Archiv für Reformationsgeschichte*, XX (1922), 24.

- 20) A. Dietz, *Frankfurter Handelsgeschichte*, I (Frankfurt, a. M., 1910, Neudruck, Auvermann, Glashütten im Taunus), 4. Abschnitt, Der ständige Handel. 小倉欣一「中世フランクフルトの大市」『東洋大学経済研究所・研究報告』第4号(1979年), 36~53ページ。

ら最も重要な商品であり、フランクフルト自身でもその生産は伸長して1377年に最初のツンフト規則が制定をみたし、麻織物やバルヘント工業も成長した²¹⁾。しかし、16世紀に入って商業革命の波のなかで、フランクフルトの能動的商業 Aktivhandel は、アウクスブルクやニュルンベルクの大商業資本の後塵を拝し、この都市工業は、ドイツ諸都市の例にもれず、15世紀からツンフトの枠に縛られて新しい市場状況に対応できず、流入するネーデルラントやイギリス製品との競争に破れて衰退の一途をたどったし、麻織物工業ないしバルヘント工業もけっしてこれを埋め合わせてはくれなかった²²⁾。こうして、1495年には市内で292軒の家屋が空き家ないし廃屋と化しており²³⁾、市民はわずかにメッセのもたらす様々の利益やぶどう栽培などの農業で生計を立てていたが、すでに15世紀を通じて、市の財政は益々悪化し、とりわけ中小市民は通貨の切り下げのもたらす物価騰貴のなかで重い消費税や直接税にくるしめられていた。そ

- 21) Dietz, a. a. O., S. 253-59. 15世紀初頭から、ノイハウス Neuhaus, ブルーム Blum, ブロム = シュタールブルク Bromm und Stalburg などの大商人が、合名会社を設立してヴェネチア貿易を営んでいた。なお、中世フランクフルトの毛織物工業については、E. Fromm, "Frankfurts Textilgewerbe im Mittelalter", *Archiv für Frankfurts Geschichte und Kunst* [以下 AFGK と略], III-6 (1899), 46-160. 小倉欣一「中世フランクフルトの織物業」『東洋大学経済研究所・研究報告』第7号(1982年), 191~203ページ。

- 22) 1377年当時、毛織物工ツンフト所属の現役の親方 Meister は223人(麻織物およびバルヘント工が37人)であったのに対し、1432年は133人(年産は3,360反)、1495年には41人に減少した。ebenda, S. 74-5, 110.

- 23) F. Bothe, *Die Entwicklung der direkten Besteuerung in der Reichsstadt Frankfurt am Main bis zur Revolution 1612-1614* (Schmollers Forschungen, Heft 121; Leipzig, 1906), *110; ders., *Beiträge zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Reichsstadt Frankfurt am Main* (Beilage zur Jahresbericht der Liebig-Realschule zu Frankfurt am Main, Ostern 1906), S. 54-6.

して、都市貴族層——とりわけ最も有力なクラブ、アルテン・リンブルク Alten-Limpurg の会員たち——はますます商業から手を引いて、メッセの期間の宿や店舗の賃貸などの不動産収入に依存するようになった²⁴⁾。

ところで、フランクフルトの市政は、他の西南ドイツの諸都市と異なっており、終始都市貴族がその権力を独占する門閥都市の性格を変えなかった。即ち、1266年に発足した市参事会 Rat は、2つの『議席』Bank より構成され、これが首席市長 der ältere Bürgermeister および次席市長 der jüngere Bürgermeister を選出したが、前者はすべて、後者も殆どが門閥層により占められた。『第1議席』die erste Bank と『第2議席』die zweite Bank それぞれ14名より構成され、『第1議席』は市の最高法廷を兼ね、首席裁判官 Schultheiß と14名の参審員 Schöffen から成り、『第2議席』の議員の経験者が『第1議席』に昇格した。その後1311年に、手工業者や小売商人など中小市民の市政参加の要求に応じて、『第3議席』が設けられ、毛織物織布工、靴工など9つの参事会選出資格ツンフト ratsfähige Zünfte から参事会に指名された14名が新たに議席を得ることになったが、市長選挙権は与えられなかった。このような都市貴族=門閥層による市政の専断に対する、手工業者や一般市民の不満が爆発し、1355年に、ツンフトならびに市民共同体 Gemeinde より市参事会に推薦された12名の候補から指名された6名が、任期1年で新たに『第3議席』に加わり、また空席の多かった参審裁判官の6名補充に際し、3名がツンフトから選ばれた。そして、市長は全市参事会より選挙されることになり、毛織物織布工クルマン・ツァン Culmann Zan が市長に選出されたが、1359年に皇帝カール4世から首席裁判官に任ぜられたジークフリート・フォン・マールブルク(ツム・パラディース) Siegfried von Marburg (zum Paradies) を筆頭とする都市貴族層が、皇帝の

支援のもとに巻き返しを計り、1366年に旧に復した。その後、1389年のクローンベルク Kronberg の敗戦を機に、再び一般市民の市政民主化の要求が噴出し、市参事会は20名増員され、市長も3つの『議席』からそれぞれ1名が選出される新憲章が公布されたが、早くも1408年、旧制度に戻り、以後都市貴族層が市政の実権を独占し続けた。そして、都市貴族層も対抗してそのクラブ Trinkstube を足場に、排他的な結社、アルテン・リンブルク Alten-Limpurg とフラウエンシュタイン Frauenstein に結集し、この会員、とりわけ前者が市長や市参事会の第1、第2議席の殆どを独占し続けた²⁵⁾。

このような帝国都市の政治・経済状況の中では、1517年にドイツの宗教改革運動が火ぶたを切った時、当然、腐敗し永代賃租 ewiger Zins ないし定期金 Rentenkauf の形で市民から土地や家屋を奪い去る、カトリックの教会への攻撃に止どまらず、現状への不満と市政、とりわけ租税制度への憤りを抱く非特権的市民層の変革への要求と結びつかざるをえなかった。都市当局も、市内に莫大な財産を所有しながら免税特権を行使し、また市民と競合するような手工業生産を営んだり、ぶどう酒や穀物を販売している修道院とは利害が対立していたものの、他方で多くの都市貴族の子弟が、カトリック教会の俸禄に与り、何よりも、その特別の地位からして宗教改革運動には消極的であった。まず第1は、この帝国都市とメッセの守護者で君主であるドイツ皇帝とのつながり、第2は、隣接してマイン河とライン河の合流点を領有するマインツ大司教との関係への配慮である。それゆえ、名門都市貴族の子弟のなかにも、フュルステンベルガー Philipp Fürstenberger, グラウブルク兄弟 Arnold und Johann Glau-burg, フォン・ホルツハウゼン Hamman von Holzhausen, シュタールブルク Claus Stal-

25) F. Bothe, *Geschichte der Stadt Frankfurt am Main* (Frankfurt am Main, 1913), S. 115-175.

24) Dietz, a. a. O., S. 251ff.

burg など大学に学んで人文主義運動に触れた人々を中心に宗教改革支持派が形成されて、福音主義の説教が行われ、新ギムナジウムも設立をみたものの、皇帝やマインツ大司教(選帝侯)からも激しい圧力が加えられ、都市当局はなお宗教改革に消極的態度に終始した。しかし、福音主義はすでに一般市民の心を把えており、これまでに積み重ねた市政での無権利状態やカトリック教会への憤怒が、宗教改革運動として爆発した。1524年にドイツ農民戦争が勃発すると多くの都市をも捲き込み、フランクフルトでもこの地に乗り込んできた急進主義的宗教改革の理論家のひとりヴェスターブルク Gebhard Westerburg に指導されてツunft手工業者を中心に広範な市民層が蜂起して教会や修道院の施設を占拠・略奪し、市参事会にたいして宗教改革の導入と税制改革、永代賃租の償却を要求して、勝利を収めたかに見えたが、諸侯の軍隊が農民軍を撃破すると、ヴェスターブルクは市から追放され、そして最後に周辺諸侯の圧力で一連の改革は破棄されて、再び門閥支配に復した。フランクフルト市はなおも皇帝側に忠誠を誓ってプロテスタント諸侯や帝国都市のシュマルカルデン同盟加入の誘いも拒絶してきたが、もはや宗教改革運動を押し止どめることは不可能となり、とりわけ同じ西南ドイツ諸都市の影響下にツウィングリー=ブツァー派が次第に勢力を得ていった。このため1525年の民衆蜂起を恐れる市参事会も迂回曲折の末1531年公式の宗教改革導入に踏み切ったが、その諸教会規則もブツァーが指導したシュトラースブルクを模範にしてルター派とツウィングリー派の中間を行くものであった。しかし、フランクフルトはたちまちマインツ大司教や皇帝の圧迫を受け、ついに、これまで頑強に加入を拒んできたシュマルカルデン同盟に援けを求めざるをえなくなったが、その条件として正統ルター派の信条を受け入れることを余儀なくされ、ツウィングリー=ブツァー派の有力な牧師の多くがこの市を去らざるをえなかった。勿論、都市貴

族層のなかには、なおブツァー派あるいはルター派でもメランヒトンの影響が強く残っており、1542年12月9日のブツァーの手になる『フランクフルト・アム・マイン市教会一致信条』Concordia concionatorum francofordiensium も、なおルターの『ヴィッテンベルク一致信条』とは距離を保って改革派をも包摂しようとするものであった。後1554年にブーレンが先に引用した請願書で自分たちが当市の宗教と一致しているとのべたことも、それなりの根拠はあったのである²⁶⁾。こうした中でシュトラースブルクに亡命していたユートンホーヴェが、シュトラースブルクやアウクスブルクの先例に倣って、フランクフルトでもフランス語系の亡命者を受け入れ、市民権を付与するのみならず、独自のフランス語による教会を認めるよう請願したのは、シュマルカルデン戦争の最中の1546年5月4日のことであった。しかし、市参事会は皇帝カール5世の怒りと報復を恐れて、同25日これを却下している²⁷⁾。

26) 宗教改革初期の西南ドイツ諸都市におけるツウィングリー派的改革運動の動向については、中村賢二郎・倉塚 平編『宗教改革と都市』(刀水書房、1983年)、とりわけ序章を参照。フランクフルトにおける宗教改革の動向については、小倉欣一「フランクフルトの宗教改革——市民蜂起からシュマルカルデン同盟への道——」、同書、第4章。H. Dechent, *Kirchengeschichte von Frankfurt am Main seit der Reformation*, Bd. 1 (Leipzig-Frankfurt a. M., 1913); Bauer, "Bekennniszustand", XX, 199, 233-4, 145; S. Jahn, *Frankfurt, Reformation und Schmalkaldischer Bund* (Frankfurt a. M., 1976)。

27) この請願の原文は1944年に戦災で失われ、Ebrard, a. O., S. 16, Anm. 3にその要旨が掲載されているのみである。Cfr., Denis, *Les églises d'étrangers*, p. 310 n. 1. 市参事会は、この件について5月4日、委員会に付託したが、同委員会は、25日これらネーデルラント人がすでにシュトラースブルクやアウクスブルクで市民権を与えられているのであるから、年2回のメッセでの滞在以上の便宜は必要ない旨の意見書を出し、市参事会もそれに従った。なお、1527年のウィッティンク Johann Wittinck (アントウェルペンより)や1537年のブラウン Johann Braun (ホーランドのデルフト市より。市長の息)など、移住受け入れの先例が見られるが、宗教的動機によるかどうか

しかるに、1547年ミュールベルクの戦いでプロテスタント側が皇帝に全面的に敗北し、まだ抵抗力を残した北ドイツの有力諸侯と異なつて、フランクフルトも西南ドイツ諸都市の例に漏れず、かの『暫定協定』受け入れを強いられ、ドームに加えて、幾つかの教会や修道院がカトリックに返還され、改革派は市教会から逐われた。しかも、改革派との統一の希望を捨てなかったメランヒトンが、この時皇帝側に妥協的態度を採ったことで、彼のルター派内での影響力は失墜し、代わつて、硬直的なルター派が台頭してきた。こうして、西南ドイツのいずれの都市教会でも正統主義的ルター派の力が強まり、その牧師職の多くも彼ら——とりわけ中小市民層出身者——の占めるところとなった²⁸⁾。

その後間もなく、宗教改革をめぐるドイツの政治情勢はまた逆転し、1552年勝利をおさめたプロテスタント諸侯軍は、パッサウの和約で事実上のプロテスタンティズムの公認を勝ち取ったが、この時も、フランクフルトは先の敗北にこりて、中立の態度を採ったため諸侯軍の怒りを買ひ、ヘッセン＝ザクセン連合軍の包囲・猛攻を受け、防備を強化して辛うじて市を守り抜いた。こうして、1554年当時、まだアウクスブルクの宗教和平は結ばれてはいなかったものの、フランクフルトも漸くルター派の帝国都市としては一応安定した政治的地位を認められ、ネーデルラント人亡命者の受け入れによる経済再建も可能となったのである。とはいえ、平和が回復したものの、フランクフルトの経済的状況は惨澹たるものであった。その遠隔地間商業や輸出工業の衰退で人口は減少し、空き家も増え、加えて、再三の戦争でメッセ自身も停滞した。そのうえ、シュマルカルデン戦争の分担金や敗戦による賠償金、さらには1552年の包囲戦での市壁などの要害補強のためなどの臨時の出

費により、約44万グルデン、歳入の約4倍の債務が累積し、市民の税負担もますます加重された。クラウス・ブロムらの市参事会の首脳が、ネーデルラント人亡命者を迎え入れて、梳毛毛織物工業の移植をはかり、あるいは同じ年の8月にマンスフェルト伯領の銅山に出資して取引独占を試みたのも、どん底のフランクフルト経済の再生を期したためであった²⁹⁾。

(2) ネーデルラント系プロテスタントの出身地と職業

こうして帝国都市フランクフルト・アム・マインが、公式にネーデルラント系プロテスタントの定住と市民権賦与を認めた後、ワロン系やフラマン系の亡命プロテスタントがネーデルラントから直接に、あるいは宗教的処遇が不安定だったウェーゼルなどのドイツ諸都市からここに流入した。そして、1554年7月、イングランド人も同じくここに亡命の地を求めた。こうして、1時期、フランクフルトには、ワロン＝フランス語系、フラマン＝低地ドイツ語系、イギリス(イングランド)系の3つの亡命者コロニー＝教会が並立してこれら亡命者を組織した。

さて、1561年の「改革派礼拝禁止」Die Einstellung der reformierten Gottesdienst とネーデルラント人亡命者の大量流出までの間に、どの程度のネーデルラント人が流入したのだろうか。この間、4回にわたる調査がその状況を伝えてくれているが、第Ⅲ・1表が示す通り、急激に増加し始めたのが1557年以降であり、家族を含めて1,146人に達し、1561年には、2,036人と、フランクフルトの総人口14,000人の約1/7を占めるにいたっている³⁰⁾。ただし、市参事会が貧しい移住者に市民権取得料 Bürgergeld の軽減などの便宜を計ったにもかかわらず

かは不明である。(多分かれらは、ルター派で、フランクフルト側の問題はなかったのであろう。) Dietz, a. a. O., II, S. 42, 44.

28) Bauer, "Bekentniszustand", XX, S. 163ff.

29) Bothe, *Geschichte*, S. 330-40; ders., *Beiträge*, S. 112-18.

30) フランクフルトの総人口については、H. Mauersberg, *Wirtschafts- und Sozialgeschichte zentraleuropäischer Städte in neuerer Zeit* (Göttingen, 1960), S. 51.

ず³¹⁾、——それでもこれを負担できなかつたり、故意に市民権取得を忌避して——市民権取得者の数は、この間の7年間を通して421人に過ぎず(第Ⅲ・1表)、このような大量の非市民の滞在と営業が後述するように一般市民、とりわけツンプト手工業者層との軋轢を生んだ。初期、1557年までは、その大多数がワロン系であり、ほぼ80%を占めていたが、後にはフラマン人も増え1561年には約45%とほぼワロン系に肩をならべるにいたっている。

ところで、これら亡命者の出身地は比較的富裕な階層である市民権取得者についてしか判明しておらず、貧しい手工業者層の出身地の比重が必ずしも正確に反映しない恐れがあるが、大勢は判断しうるであろう。(第Ⅲ・2表) まず、数的に最も多いのがフランドルであるが、ここでもある特徴が浮かび上がってくる。即ち、ワロン系の中心都市で早くから宗教改革運動の一つの拠点であったトゥルネー Tournai, そ

第Ⅲ・1表 フランクフルトにおけるネーデルラント人亡命者数(1554-1567年)

A. 亡命者総数

年	市民権取得者	亡命者数	年	市民権取得者	亡命者数
1554	63	(400)	1562	1	
1555	45	(700)	1563	11	
1556	43	(1,000)	1564	7	
1557	40		1566	57	
1558	79	1,146	1567	7	(900)
1559	13				
1560	132	(1,700)			
1561	6	2,036*			
小計	421		小計	83	

*Altstadt 1131, Neustadt 539, Sachsenhausen 366 Witzel, a. a. O., 137; Dietz, a. a. O., II, 27-29.

- 31) 富裕な申請者、たとえば後述するオーギュスタン・ル・グラン Augustin Le Grand は正規の4ターラー(約4.8グルデン)の市民権取得料を支払ったのを例外として、殆どが1~2グルデンまで軽減された。Meinert, *Eingliederung*, S. xiii. この点は、市参事会が彼らの市民権取得をできるだけ制限しようとした、後の1580年代以降とは対照的である。

B. 教会別・人員数

	1556	1557	1560	1561
市民 (ワロン)		110	188	162
(フラマン)			40	113
ワロン教会				1131
成人 (夫 婦)	*191	368	775 (638)	490 (448)
(男 や も め)			(22)	(1)
(寡 婦)				(41)
子供 人 中				441
雇 い 人				111
女 中				89
フラマン教会		75		905
成人 (夫 婦)	* 28	42	164	392 (376)
(男 や も め)				(2)
(寡 婦)			(3)	(14)
子供 人 中		33		380
雇 い 人				91
女 中				51

*戸税 Heerdschilling 財産税 Vermögensteuer 納税者 Dietz, a. a. O. II, 27-9.

して、ワロン・フランドルの中心都市リール Lille とそれを取り巻く、アルマンティエール Armentières, トゥルコワン Tourcoing, コーメン Komen (コミヌ Comine), ムースクルーン Moeskroen (ムースクロン Mouscron), ワーステン Waasten (ワルネトン Warneton), ベレ Belle (バイユール Bailleur) などの新毛織物農村工業の中心地に集中しており、西地区 West-Kwartier の新毛織物の最大の中心ホントスホーテ、あるいはヘント、ブリュッヘ、イーペル、コルトレイクなどの特権都市を含むフラマン語地域からの出身者は、数のうえでは少ない。次ぎに比重の高いのがエノーであるが、そのなかで、同じく宗教改革運動の盛んなヴァランシアンヌからの亡命者の比重が極めて高い。また、首都のモンスも10人を送り出している。それに反して、アントワール

第III・2表 ネーデルラント人市民権取得者出身地(1554-1561)

邦 (州) 名	人 数
フ ラ ン ド ル 伯 領	145
Tournai	48
Lille	18
Armentières	11
Tourcoing	11
そ の 他 ¹⁾	57
エ ノ ー 伯 領	104
Valenciennes	48
Mons	10
そ の 他 ²⁾	46
ブ ラ バ ント 公 領	19
Antwerpen	9
ア ル ト ワ 伯 領	9
リ ン ビ ュ ル フ 公 領	24
リ エ ー ジ ュ 司 教 領	18
Verviers	14
ナ ミ ュ ール 伯 領	8
Dinant	8
そ の 他	13
ネ ー デ ル ラ ント 合 計	340

1) Brugge 5, Belle (Bailleul) 4, Gent, Waasten, Moeskroen, Nieuwerkerke 各3.

2) Le Quesnoy, Maubeuge 各4.

この他、フランス人(ロレーヌを含む)33名、スペイン人2名、スイス人2名、スコットランド人1名、不明41.

Witzel, a. a. O., 131-141.

ペンからの移住者はまだ少数で、1585年以降の大量流出の前兆はまだ窺えない。なお、注目すべきは、鉄や銅など金属加工で名高いリエージュ市あるいは農村紡毛織物工業の新興の中心ヴェルヴィエなどを含むリエージュ司教領 Principauté de Liège, リンビュルフ公領 Duché de Limbourg (Hertogendom Limburg) の出身の者が毛織物生産者を含め40名ほどにおよんでいたことである。さらにワロン系教会には、フランス王国(ロレーヌ、フランシュ・コンテも含む)出身者も30名ほど含まれ

ていた。

これら、ネーデルラント人の職業分布は、1556年、57年の全員についてのものと、1554~61年の市民権取得者について、また、1561年のネーデルラント人市民全員についてのものがある。前者は、まだ移住者数が少ない段階であり、後者は比較的富裕な層に限定されてしまうが、それでも、結果には大きな差異は見られない。まず、移住者の圧倒的多くも様々の手工業に従事しており、それに対して、商人の数は、全体の10%程度に止まったり、ブリュッヘ、ヘント、アントヴェルペン、あるいはヴァランシアンヌ、モンスなどから富裕な大商人の移住も、1568年の独立戦争勃発後にくればればまだ少数である。このようにこの期のネーデルラント人コロニーは手工業的性格が顕著で、この点は、ジェントルマン(地主)、富裕な商人や金利生活者、知識人、研究者 Student からなって消費者的性格が強く、現地の市民と経済的に競合するところが殆どないイギリス人亡命者コロニーと対照的である³²⁾。これら手工業者の約半数が繊維工業関係に携わっていた。まず第1はウーステッド(セイ)織工 Bursatweber (saieteur, *textor panni ostadini*)のほか、同系統のホントスホーテ織工 Hondscotweber (saieteur de hondscot, *textor panni Hondiscotani*)、アラス織工 Arrasmacher (*textor panni aureli-anenses*)などの《新毛織物》(梳毛毛織物)³³⁾

32) 1555年のリストの45名のうち、ジェントリージェネロシ3、商人9、学者・知識人 Student 33を数えた。R. Jung, *Die englische Flüchtlings-gemeinde in Frankfurt a. M. 1554-1559* (Frankfurt a. M., 1910), S. 26, 29.

33) 1554~1561年のフランクフルトにおけるネーデルラント人亡命者の経済活動についての研究としては、古い文献であるが、G. Witzel, "Gewerbe-geschichtliche Studien zur niederländischen Einwanderung in Deutschland im 16. Jahrhundert", *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, XXIX (1910), 117-183が最も詳しい。なお、1556年当時、フラマン教会員の梳毛毛織物工にはセイ織工が見当たらず、すべてホントスホーテ織工であるが、ワロン教会員に1名だけホントスホーテ織工ないしアラス織工

の織布工やその準備工程である梳毛工 Kammer が挙げられる。他方で紡毛毛織物の織布工や織元 Wollweber-Tuchmacher (drapier) の数もこれにはほぼ匹敵していた。この他、1580年代以降フランクフルトの代表的産業となる絹糸による縁飾り工 Posamentierer やリボン織工の数も、新毛織物に匹敵していた。さらに、ネーデルラントで繁栄していた新繊維産業である亜麻や絹・綿との混ぜ織りの、バルヘント Barchent, ボンバジン Bombasin, カッファ Caffa, トリップ Tripp, ビロード, それにタペストリー織工などもそれぞれ少数含まれていた。(第Ⅲ・3表)

これらネーデルラント人亡命者は身一つで辛うじて迫害を逃れ、赤貧の姿でこの都市にたどり着いたものが大部分であった。このことは、1556年の全市民への財産課税からも明らかである。すなわち、納税該当者218人中、財産税の免税点20グルデン以下で炉税 Herdschilling, $\frac{1}{2}$ グルデンのみを納める最貧困層が全体の $\frac{1}{3}$ の60人に達し、貧困層に属する100グルデン以下は76%に及んでいる一方、1,000グルデン以上の資産所有者はわずか2名に止まった。この点は、ドイツ市民のみならず、同じ亡命者集団のイギリス人、あるいは異教徒少数派のユダヤ人との対比からも明らかである³⁴⁾。(第Ⅲ・4表)

が見出される。従って、この両者が同じセー(サーイ)織りかどうかは断定できないが、殆ど差はなかったであろう。Vgl., R. M. van den Abeele, "Nederlandse vluchtlingen te Frankfurt in de XVIde eeuw", *Onze Stam* (Familiekundige Bijlage van *Ons Heem*, VIII, 1950), 1-9. なお、アラス織はセーと似ているが、脂肪の多い羊毛を用いる点と撚りを2回行うところが異なった。

- 34) Bothe, *Entwicklung*, S. 159, *112-3. 当時都市貴族の資産の目安は1万グルデンの線であった。ネーデルラント人亡命者の中には高額納税者として資産額1,000グルデン台1台3,000グルデン級1名(間違いなく Le Grand)を数えるのみであるのに対してイギリス人の方は、ウィルキンソン未亡人 Jane Wilkinson の6,010を筆頭に、Edward Isaac, 5,050, John Hales 5,000 [彼については、後述65ページ、注53], John Samford, 4,940の他、3,000台1名, 2,000台3名を数えた。Jung, *a. a. O.*, S. 29-30.

ところで、これらの繊維工業のなかで市当局が最も期待を寄せていたのが、新毛織物工業の導入と移植であろう。すでに述べたように、フランクフルトに最初に迎え入れられた24家族はグラストンベリーを去った梳毛毛織物工であり、安住の地を与えられた後、すぐさまその生産を始めたと思われるが、グラストンベリーの場合とは異なり市当局から施設や資本の前貸しをうけてはいない。これは、おそらくフランクフルトのなかで同じネーデルラント人からの融資や援助が得られたためであろう。ただし、1554年11月1日に『イングランド人』(イングランドから再亡命したネーデルラント人のこと)がザクセンハウゼンの公衆浴場を購入して染色作業場に改装するため300グルデンを2回にわたって3ヶ年賦で貸付けるよう請願したのを認め、さらに翌55年3月7日、この染色作業場に棧橋を設けて染色済みの毛織物をマイン河で洗う許可を求めたが、12日梳毛毛織物工 Arrass und Burschid についてのみ水を汚染させぬ限り許可された³⁵⁾。ついで4月23日梳毛毛織物工は引伸台 Mange の設置と賃賃を願ひ出て許可されている。その後、1557年5月11日、市当局はネーデルラント人 Welsche に対して、新水車場に隣接して新しい『引き伸ばし=染色作業場』Mang- und Ferbhauß を建築して、4年間30ターラーで賃賃することを決めていた³⁶⁾。これら梳毛毛織物工は毛織物工ツンフトではなく、バルヘント織工などとともに麻織工業ツンフトに所属したのであるが、この新産業の場合には、既存のツンフト規制を全く受けなかったし、ツンフト加入をめぐる、あるいは市民権をとらぬ、あるいはツンフトに加入しないネーデルラント人の営業をめぐる紛争も全く見られなかった。それゆえ、彼らは出身地同様に自由に梳毛毛織物の生産に従事できたが、その品質を保証して市場での信用を維持してい

35) Meinert, *Eingliederung*, S. 6, 7.

36) *ebenda*, S. 42.

第III・3表 ネーデルラント人の職業構成

職 種	1556年4月12日 (総数)	1557年5月28日 (総数)	1554～61年 (市民権取得者)	1561年 (市民のみ)
1. 繊維工業	103	280	200	217
1.1. 毛織物工業	87	155	119	82
1.1.1. サーチ工	33	48	44	36
1.1.2. ホントスホーテ織工	20	4	4	2
1.1.3. ボバンジン織工		2	1	1
1.1.4. トリップ織工		5	3	1
1.1.5. カッファ織工		2	3	
1.1.6. 紡毛毛織物工または 織元 ¹⁾	9	52	41	22
1.1.7. 梳毛工	18	27	22	19
1.1.8. 剪毛工	3	2	1	
1.1.9. 縮絨工	2	1		1
1.1.10. タベストリー織工	2	12	2	
1.2. 麻・綿織物工業		11	6	6
1.2.1. 麻織物工・バルヘン ト織物工		11	6	6
1.3. 網工業	14	95	63	55
1.3.1. 縁飾り（ポーザメン ト）製造工	14	91	62	54
1.4. その他	3	19	5	3
1.4.1. 染色工	3	6	5	3
2. 商人	12	18	41	30
3. その他の手工業	51	82	97	60
3.1.1. 仕立屋	11	13	13	10
3.1.2. 靴屋	7	11	15	3
3.1.3. 指物師	9	7	14	10
3.1.4. 革鞣工	2	2	3	
3.1.5. ビール醸造業	2	7	4	2
4. 木樵	2	4	3	3
5. 日雇い	3	11	3	2
6. 自由・専門職 ²⁾	7	15	16	11
7. 不明	14	22	61	25
合 計	195	420 ³⁾	421	279

1) Tuchmacher (drapier), Wollenweber, textor pannorum.

2) 牧師, 教師, 画家, 医師, 薬剤師, 金利生活者。

3) 51名の雇い職人, 7名の少年, 40名の少女を含む。ただし, 家族729名を含まず。
Witzel, a. a. O., 141-5.

くために, 8月27日検印制度の実施をもとめて
宣誓検査官 Siegelmeister の任命と1反あたり
6ヘラーの検査料徴収を市参事会に請願し,

検印用の見本を提出した。これにたいして, 市
参事会は宣誓した公認の検査官任命は予め条例
の制定が必要であるむね回答したが, これ以後,

6ヘラーでの検印の方は実施されていた³⁷⁾。しかし、条例の制定は手間取り、実施されたのは4年後の1559年のことである。この『梳毛毛織物工条例』*Ordnung der Burschidwöber*³⁸⁾はネーデルラント人の側から提出されたラテン語の草案を市参事会の側で編集しなおしてドイツ語正文としたものであり、42ヶ条とこれまでのフランクフルトの毛織物条例、あるいは同時代のバーゼルやシュトラースブルクなどの西南ドイツ諸都市の場合に比べて著しく簡単なものである。まず、親方の資格取得については1カ年の修業と1グルデン4シリング(1 fl. 4 B), 梳毛工は14シリングを支払うのみで、『嫡出証明』*ehelicher Geburt* すら要求されていない。製造も〔第1条〕長さを25フランクフルト・エレ(17.48m), 〔第2条〕緯糸の本数は広幅物での1,550~1,600本, 小幅物で1,200本と定められ、また〔第7条〕黒く染めるに当たっては、一旦青色 *tourquin* に染めることが義務付けられた他は、他の親方への下請けも含め全く各人の自由にゆだねられ、織機台数など経営規模への制限も設けられておらず、工賃賃率も自由であった。ただし、この時点で梳毛毛織物工の間ですでに貧富の分化が生じ、とりわけ貧しい梳毛毛織物工が梳毛糸の不足に苦しめられていたのを反映して、公設の梳毛糸市場が設けられ(第35条)、また梳毛工 *Kamner* は自宅で紡いだ梳毛糸 *Arrasgarn* を除き先買いや買い占めを

37) *ebenda*, S. 16-17.

38) Meinert, *Eingliederung*, S. 66-7; Witzel, *a. o.*, S. 168-77. この条例は、K. Bücher und B. Schmidt, (Hg.), *Frankfurter Amts- und Zunfturkunden bis zum Jahre 1612*, I:1 (Frankfurt a. M., 1914), S. 327-335 に収録されている。ただし、この梳毛毛織物工業の管轄ツントである麻織物ツントの箇所に組み入れられ、折角のウィッツェルの研究にもかかわらず、これを16世紀末としているため、これまで多くの研究者が看過してきた。なお、この条例がホントスホーテやニューケルケなど、同時代のフランドルの梳毛毛織物生産の中心地の製造規則に比べても非常に簡単であるが、これが全く独自のものか、模範が存在したのかは、目下のところ、筆者には不明である。

第III・4表 1556年フランクフルト市域内居住者資産分布

資 産 額 (グルデン)	ドイツ人	ネーデル ラント人	イギ リス 人	ユダヤ人
0~20	208	60	21	6
21~50	516	75	3	3
51~100	280	31	6	1
101~300	400	33	10	9
301~400	106	6	1	5
401~600	119	7	4	4
601~800	85	3	2	5
801~999	76	5	0	6
1,000~1,999	117	1	5	19
2,000~2,999	54	0	2	14
3,000~3,999	29	1	1	5
4,000~5,999	41	0	3	7
6,000~7,999	35	0	1	6
8,000~27,500	40	0	0	5
30,000以上	5	0	0	5
計	2,111	218	61	95

F. Bothe, *Die Entwicklung der direkten Besteuerung in der Reichstadt Frankfurt am Main bis zur Revolution 1612-1614* (Schmollers Forschungen, Heft 121, Leipzig, 1906), 71~2, *112~3.

イギリス人は、Jung, *a. o.*, 29~30 より計算してネーデルラントから分離した。なお、帝国都市フランクフルト・アム・マイン支配下の8カ村の財産税負担者486人を含まず。

(第27条)、また織布工も家族と住み込みの雇い職人以外に紡績を外注することを禁ぜられた(第36条)。そして、製品は織布工から5名、染色工と梳毛工各1名の計7名の検査官により、織布、染色、引き伸ばし *Mangen* の各段階で検査をうけることになっていた。この条例は急を要する糸の公設市場のみ5月11日に実施されたが、検査料は一挙に4シリングと6倍に引き上げられることになり、これは、少なからぬ負担であった。そこで、梳毛毛織物工は9月5日に市参事会に従来どうり6ヘラーに据え置くよう請願したが受け入れられず、結局2シリングに引き下げられて実施された³⁹⁾。

39) Meinert, *Eingliederung*, S. 73-4.

それでは、この期間（1554～1561年）を通して、梳毛毛織物生産はどの程度の規模まで成長したであろうか。この新工業も原料であるヘッセン産羊毛の域外流出による不足と高騰、他方で相変わらずメッセを通じて流入してくるフランドル産の梳毛毛織物の競争で伸び悩んでいた。すなわち、第Ⅲ・5表が示すとおり、検査料収入から逆算すると、1560年には、ボンバジン織も含めて1,240反、ピークの1561年でも2,300反に止どまり、もし、織布工の月産2反の数字を用いれば⁴⁰⁾、総数は95人であった。それゆえフランクフルトは一応中規模の生産地としてのスタートを切ったものの、この数字は紡績や梳毛、染色などの関連職種を含めてもネーデルラント人の有業人口1,224人の1割程度に止どまり、また広くドイツ人市民子弟への伝習も行われた形跡が見られない。

一方、南ネーデルラントの東部、ヴェルヴィエなどリエージュやリンビュルフ出身者を中心とする『フランス語系外国人紡毛毛織物工』Die Fremdben Frantzosischer sprach des Wollenweberhanwercks も1555年6月13日に、市参事会に4種類の毛織物の生産を許可しそれぞれに特別の検印を押すこと、彼ら独自の

第Ⅲ・5表 梳毛毛織物生産高

年度*	検印料収入 fl.-ß.-d.			生産高(反)	織布工数
1555**	20	15	3	743(921)	30
1560	103	08		1,240	50
1561	191	16		2,300	95
1562	32	10		389	16
1563	16	10		197	8
1564	11	14		139	5

* 5月1日～4月30日

** 8月27日～4月30日。() 内は年間生産高の推計。
Witzel, a. a. O., 176, Anm. 264.

40) この梳毛毛織物生産における織布工ひとり当たり月産2反という数字は、E. Maugis, "La Saieterie à Amien, 1480-1587", *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, V (1907), 97によったが、その史料上の根拠は不明で若干変わる可能性がある。

ツンフト規則を制定するか、当市の既存のツンフトへの加入を認め、その際貧窮者には加入金を免除するよう求めている⁴¹⁾。市参事会は毛織物織布工ツンフトの意見を求め、その結果、ネーデルラント人は、当該ツンフトの規則に定められた織物の幅と品質を下回らないことを条件に、長さも幅も自由に製造することが認められた。なお、ツンフト加入に当たって加入金と並んで『嫡出証明』Geburtsbriefが必要であったが、亡命者が即座に提出するのは、不可能であり、2メッセの期間猶予され、書類が整わない場合には加入金を返済することが定められた⁴²⁾。しかし、実際に毛織物工ツンフトに新規加入したのは、全部で25人とどまり、うちネーデルラント人は17人（うち8人がリンビュルフ公領、7人がヴェルヴィエ、2人がフランドルのペレ〔ペイユール〕出身）であった。それゆえ、41名を数える、市民権を取得した紡毛毛織物工 Wolltucher すら極く1部しか加入しなかったが、これは恐らく、嫡出証明の入手が不可能であったことによるのであろう。従って、多くのツンフト未加入のネーデルラント系市民や居留民の織布工が、その生産に引き続き従事していたと思われる⁴³⁾。このため、市参事会は、1557年12月24日に新しい『紡毛毛織物織布工条例』Wullenweberordnungを制定し、3種の紡毛毛織物の製造規則を定めて、これを紡毛毛織物製造従事者すべてに適用した。まず、当市で製造される紡毛毛織物は、第2条で①長さ緯糸1,700本、幅4.5ブラバント・エレ Brabantsche ehle（縮絨後3エレ）②同1,500本、縮絨後2.5エレ③1,200本、3 $\frac{7}{8}$ フランクフルト・エレ（縮絨後2.25エレ）の3種とし、2名の検査官 Schaumeister により検印されることになった。また雇い職人数もまったく自由とされている（第16条）。ただし、他の織布工の製造した毛織物を総て買い占めて転売するこ

41) Meinert, *Eingliederung*, S. 10.

42) *ebenda*, S. 11.

43) Witzel, a. a. O., S. 153-4.

とは禁止されていた(第9条)。なお紡毛毛織物製造 Tuchmacherhandwerck をこの市で学ぼうとするすべての外国人子弟は『嫡出証明』 ehelicher Geburt が要求され、また最低2年間の修業を要求された。このように、この条例は1377年に制定され絶えず増補されてきた185条にも上る既存の織布工条例とは——規格の点で1501年3月2日の追加, §§ 147~176など、若干類似点がみられるが——全くといってよい位無関係で、わずか21条の簡略なものであり、織機台数の制限も市外への問屋制前貸し禁止などの条項も見当たらない。従って、その原案もネーデルラント人のイニシアティブにより、フランドルやヴェルヴィエなどの農村ないし新興の生産地の規則を受け継いだものであろう。しかし、この紡毛毛織物生産が1561年までにどの程度の規模まで成長したかは全く不明である⁴⁴⁾。

このほかの繊維工業としては、トゥルネーやヴァランシアンヌ、アントウェルペンなどの都市に由来する絹工業、とりわけリボンや縁飾りの生産があり、後にはこの地の代表的産業となるが、この時期ではいずれかのツンフトに加入したか否かも含めてその実態が不明であり、市当局や特定ツンフトとの紛争も生じてはいなか

った。

これら、技術移転や輸出産業育成と結び付く分野と異なって、数のうえで圧倒的に多いそれ以外の通常の手工業の場合は直ちにツンフトとの深刻な紛争を惹起し、それがまた、ネーデルラント人の大量流入やその独自の改革派=カルヴィニズムの信仰に対する市民の激しい敵意を喚び起こした。

もともと、市当局も、各ツンフトも、ネーデルラント人亡命者達が市民権を取得して、所定の手続きでツンフトに加入して、当該職種に加わることに異存はなかった。しかし、貧しい亡命者は市民権取得料 Bürgergeld を負担できず、あるいは支払い能力があってもその意志がなく、市民権取得者は亡命者の約 $\frac{1}{3}$ に止どまり、しかも市民となってもツンフトに加入しないものが多く、その結果多くネーデルラント人が、ツンフト外で、単身、あるいは雇い人ともども手工業を営んだ[nit zunftig sind, doch mit irem gesind arbeiten]⁴⁵⁾。これが、加入金の負担や証明書などの手続きの煩しさによるものなのか、それとも彼らがもともと、特権都市にせよ農村や市場町にせよ、これまでその故郷で、ツンフトに拘束されずに自由に手工業を営み、いまさら拘束されるのを嫌ったのかは不明である。しかし、このため、早くも1555年から手工業ツンフトとの紛争が始まった。1555年1月24日に靴工ツンフト der Schuhmacherhandwerck からこの種のツンフト外・ネーデルラント人の営業への苦情が市参事会に提出されたのに続いて、5月7日指物師 Schreiner より、10月29日仕立屋 Schneider から抗議の申し立てが行われた。これに対して市当局は、7月にこれを紡毛毛織物工ツンフトと同じく、これら手工業者に嫡出証明書は2メッセの猶予期間を与えて後日提出させることとして、ともかく加入金のみを支払ってツンフトに加入させ

44) ebenda, S. 155. ヴィッツェルは、この条例の原文を見付けることができなかったが、Bücher und Schmidt, (Hg.), a. a. O., S. 219-244 が——編者が16世紀初頭の草案と注記しているが——明らかにこれに該当する。なお、フランクフルトでは、おそらくネーデルラント産毛織物のメッセにおける大量取引の結果としてフランクフルト・エレと並んでブラーバント・エレも用いられていたが、毛織物条例にブラーバント・エレが登場するのはこれが初めてで、やはり、ネーデルラント人亡命者の要請が働いたのであろう。なお、これ以前の紡毛毛織物条例はすべて、Fromm, a. a. O., S. 89-160 の Urkunden に刊行されている。なお、1377年以来効力を持っている毛織物条例は、織機台数を最高2台に制限し (§40)、また市外への下請けを禁じている (§12)。同じく、バルヘント織工条例 Barchentweber-Ordnung (1430) も、稼働織機台数を3台まで(所有は4台まで可)とし (§60)、また、徒弟も同時に2名までに制限している (§62)。

45) Meinert, Eingliederung, S. 7 (1555. 24. 1), 9 (7. 5), 10(11. 6), 17(29. 10).

る方針を採り⁴⁶⁾、ブーレーンも、8月6日の市参事会への書簡でも、このような紛争を遺憾として、ツンフト加入を当然のこととして認め、決して営業の自由を主張したわけではなかった。市参事会は11月14日、これら3ツンフトからの苦情と外国人の手工業者数の実態をネーデルラント人亡命者教会の指導者であるブーレーンに示して、当地市民と、有害な混乱を招くことなく協調する道をさぐるよう求め、このような対立が自然に鎮静することを期待した⁴⁷⁾。しかし、その後も相変わらずネーデルラント人亡命者の流入と無許可の非ツンフト手工業者の増大が続く、今やツンフト側のネーデルラント人亡命者手工業者への攻撃がネーデルラント人亡命者(改革派)教会の市会教会規則違反を弾劾するルター派牧師と結び付いた。市参事会も最早、これまでの寛大な方針を捨てて、1556年2月、ネーデルラント人亡命者教会の牧師に対し、ツンフトの満足の行くような弁明書を提出するよう命じている。これに対して、牧師たちは、このような違反者の存在は認めつつ、彼らが貧しさのゆえに、ツンフトの加入金が支払えないので減額ないし分割払いを認めてくれるように請願した。また、嫡出証明や徒弟修業終了証明 Geburts- und Abschiedbrief も本国から取り寄せるのは不可能であり、ネーデルラント人亡命者教会の尊敬すべき人物あるいはメッセの常客のネーデルラント人商人の保証でこれに替えさせて欲しい。なお、問題の非ツンフト手工業についていえば、ネーデルラント人靴工、仕立屋、指物師はそれぞれわずか5名にすぎず、仕立屋のうち3名は「ズボン作り」Hosenmacherei にのみ従事し、本業の仕立屋は2名に過ぎない。しかも、これら手工業者はみな極貧でやっと生計を立てているに過ぎない。それゆえ、もしかれらがツンフトに加入を命ぜられる

なら、加入金の点で配慮を願いたい。また、ネーデルラント人で、市参事会やツンフトに虚偽の申告をしながら、教会にこれを告白していない者にかんしては、教会としては責任を負いかねる、と⁴⁸⁾。

このように、ネーデルラント人非ツンフト手工業者の違反行為については、市参事会もネーデルラント人側もその事実については認識は一致していたものの、依然その取り締まりは困難であった。しかし、1557年に入るとネーデルラント人の亡命数は激増しヴェーゼルなどからの再移住が進み、しかもネーデルラント人亡命者の大部分が市民権すら取得しなくてもぐりの手工業を営むようになると、市参事会もさまざまな分派(ゼクテ)や急進派の流入、そして貧しい居留民 Beisasse, Nichtbürger の増大を懸念して、態度を硬化させ、57年12月7日、60年7月25日、61年3月20日にツンフト外手工業の全面的禁止に踏み切った⁴⁹⁾。(ただし、58年にネーデルラント人の市民権取得に当たり、1年以内に嫡出証明書を呈示しえぬ場合、証人をもってこれに代える mit lebendiger khuntschaf darthun sollen ことを認めた。)そして、現に革袋工 Säckler (Seckler) など他の職種にも紛争が広がり、ツンフトは自衛のため独自にツンフト外手工業者の摘発を始めた⁵⁰⁾。こうし

48) *ebenda*, S. 24-5 (1555. 4. 2); Witzel, *a. a. O.*, S. 149-50.

49) 1557年5月20日の市参事会で、ネーデルラント人 Welsche が大量に当市に入り込み、そのなかには、分派(ゼクテ)が多数含まれているので、調査する事が決定された。Meinert, *Eingliederung*, S. 42. 続いて6月5日の市参事会で、ネーデルラント人亡命者の宗教とツンフト規制違反の双方について多くの苦情がよせられたが、この日の会議で、かねてシュトラースブルクとヴェーゼルに、私的にその地のネーデルラント人亡命者について問い合わせた結果が報告された。そこで、ヴェーゼル市が彼らを全部追放しその多くがここに移ってくるという情報が披露され、早速その真否をヴェーゼルに問い合わせることになった。*ebenda*, S. 44.

50) Meinert, *Eingliederung*, S. 31 (Secker, 1556. 9. 6), 56 (1558. 28. 4), 78 (1560. 23. 5).

46) *ebenda*, S. 12 (1555. 18. 6).

47) *ebenda*, S. 20-21 (1555. 14. 11). ブーレーンの8月5日の市参事会への書簡は Witzel, *a. a. O.*, S. 148, Anm. 101.

て、ネーデルラント人亡命者教会の自立と改革派(ツヴィングリ=ブツアー=カルヴァン派)的教義に拒絶反応を示す一般中小市民出身のルター派牧師たちは、ネーデルラント人の非合法の手工業の問題に触発された、同じ社会層である手工業者層のネーデルラント人亡命者への反感のうちに、強力な支持層を見いだしたのである⁵¹⁾。

なお、この時期のネーデルラント人商人層の亡命は、これまでのフランクフルトのメッセとの長い取引関係にもかかわらず、決して多くはないし、また、1556年の財産税課税に当たって1,000グルテン以上の資産所有者がわずかに2人で、その多くが高々100~200グルテン程度の資産を携えてきたにすぎない。このように、この期にはブリュッヘ出身のオーギュスタン・ル・グラン Augustin Le Grand などは一握りの例外であり、富裕な商人層——とりわけアントウェルペン出身の——は殆ど含まれていなかった。この時期の商人層で最も多かったのは、絹工業が栄えていたヴァランシアンヌ、タペストリー工業の中心ルッルネー、それにリールやアルマンティエールなどの出身で、かれらのうち幾人か、ドゥ・ラ・クリューティエ De la Cruty(Jakob Crucius)、クーヴリュール Couvreur、デュ・フェー Du Fay、ブロム Johann le Blom、マユー Mahieu、ジュヴノー Jouveveau、フィーヴェ Fievet、ドゥ・バリー De Bary、ソーロ Soreau、アペーレ Abeele、ヤンソン Janson などの一族は、1562年後もこの市に踏み止まり、互いに姻戚関係を結びながら生糸や縁飾りなど絹製品取引で産をなし、その後20年余りでこの市で最も富裕なワロン系カルヴァン派商人層の中核を形成することになる⁵²⁾。

51) Witzel, *a. a. O.*, S. 151.

52) Dietz, *a. a. O.*, II, S. 10-40. Augustin Le Grand は、1558年豪邸 Haus zum Braunfels を購入して1578年までこれを所有し、当時ネーデルラント人亡命者では最も富裕な商人であった。彼は、1575年ダンツィヒに移って86年まではそ

(3) ワロン、フラマン、イギリス3亡命者教会の形成とルター派市教会との対立。——

「改革派の礼拝禁止」(1561年)の経過——

先に述べたように、こうしてブーレーンの懸命の働きかけとメランヒトンの影響のもとにあった有力な都市貴族の庇護のもとに、グラントンベリー亡命者教会を継承したフランクフルト・ワロン人(フランス語系)亡命者教会 *Wal-lonische Gemeinde, ecclesia peregrinorum linguae gallicae* が発足したのち、ブーレーンの吉報をうけて、6月27日イングランドからウィットニングラム William Whittingham を指導者とする、サットン Edmund Sutton, ウッド Thomas William Wood, ウィリアムズ William Williams ら4人のジェントルマンが家族や召使ともども、早速フランクフルトに亡命し、7月2日に市参事会に、ネーデルラント人と同一の条件での市民としての受け入れと独自の教会による礼拝と儀式を認めるよう請願し、同14日に、貴族や高い身分の者を除く市民権賦与とマグダレーナ(ヴァイスフラウエン)教会のネーデルラント人との共同使用が認められた。こうして7月29日にイギリス人亡命者教会 *englische Gemeinde, ecclesia peregrinorum anglorum* が正式に発足し、ウィットニングラムのもとで、かのスコットランド宗教改革者でカルヴァンの高弟ノックス John Knox がジュネーヴから牧師として迎えられ、同じくハッドン Thomas Haddon, リーヴァー Thomas Lever がこれを援けた。そして、その後もヘイルズ John Hales を始め、イギリス宗教改革史上名を残した多くの錚々たる知職人を教会員として迎え入れ、ギリシャ語やヘブライ語、神学を講ずる『大学』University すら設立した。そして、マグダレーナ教会にネーデルラント人と同居するのが手狭となったため、旧聖カタリーナ修道院付属の教会 St. Katherinen-

こにいたが、その原因やその後の活動は不明。なお、彼のワロン教会との関わりについては、後述67ページ参照。

kirche の使用の許可を求めたが、市教会のルター派牧師たちの反対により、代わりに使われていない『万聖節礼拝堂』Allerheiligen-Kapelle を下げ渡された⁵³⁾。

一方、先に見たように、フラマン人も少数ながらフランクフルトに亡命してきたが、彼らを独自の教会に組織する指導者を欠き、さりとてフランス語を解さぬ彼らをワロン人と同じ教会に組み入れるのはどうしても無理であった。ちょうどこの時、1555年6月初め、かのラスキがユーテンホーヴェを伴ってフランクフルトに到着したことは、フラマン人亡命者教会の設立に一方ならぬ助けとなった。かれは、先に述べたように、ロンドンのフラマン系ネーデルラント人亡命者教会の脱出者とともに、エムデンに落ち着いたが、その後オストフリースラント伯領でもルター派の勢力が強まり、この先いつまでも摂政アンナ・フォン・オルデンブルクの庇護を当てにすることもできなくなった。かねてから、母国ポーランドで宗教改革の実現のため働くことが、ラスキの片時も忘れえぬ夢であったが、ポーランドでの政治情勢も好転したのを機

に、家族と片腕と頼むユーテンホーヴェを同伴して帰国の途についた。そして途中フランクフルトに立ち寄った国際的に高名な宗教改革家は、ネーデルラント人亡命者たちのみならず、人文主義的都市貴族たちの歓迎を受け、市民権を与えられたが、永く留どまるつもりはなかった彼は、居留民 Beisasse としての宣誓のみ果たした⁵⁴⁾。

彼は早速フラマン人亡命者教会の牧師としてアントウェルペンのプロテスタント学校の校長であったハスパー・ファン・デア・ヘイデン Gaspar van der Heyden に白羽の矢を立てたが断られ、結局、もとイーペルのカルメル修道僧でロンドン時代からの弟子である西フランドル・カッセル Cassel (現在フランス領) 出身のダテヌス (ダテーン) Petrus Dathenus (Pieter Datheen) ——これより後この宗教改革者はプファルツでも、またネーデルラント独立戦争でも再三登場し波瀾に満ちた生涯を送ることになるが——がエムデンから招ばれ、55年9月19日、マグダレーナ教会 Weißfrauenkirche で、この若き牧師が第2のネーデルラント人亡命者教会の開式の説教を行った⁵⁵⁾。とはいえ、この教会の司牧活動を担うのは経験の浅いダテヌスひとりの補佐では無理であったので、かつてロンドン時代の長老の一人で当時オストフリースラントのノルデン Norden の牧師の地位にあったドゥ・クレイネ (ミクロニウス) が暫らくその任を引き受けた。こうしてワロンとフラマンの両教会が整ったが、ラスキの名声は依然高かったとはいえ、もはやロンドン時代のような権威はなく、また健康も損ねていたから、彼はロンドンのように両者を統括する監督 superintendent の地位には就かず、専らフラマン教会の指導者として著作活動、とりわ

53) イングランド教会については、Jung, a. a. O., S. 10ff.; Denis, *Les églises d'étrangers*, p. 317. その判明した限りの教会員の人名録は、Jung, a. a. O., S. 38-66. さらに、メアリー女王時代の大陸への亡命者全体についての、その後の優れた研究として、C. H. Garrett, *The Marian Exiles: A Study in the Origins of Elizabethan Puritanism* (Cambridge U. P.; 1938; repr., 1966) があり、同書によりもっと詳細な記録が判明する。この教会自体が、イングランドの宗教改革との関連で独自の研究に値するが、別の機会に譲りたい。この教会員のなかで最も高名な人物は、かのノックスを別にすれば、後エリザベス女王のもとで、1576年カンタベリー大主教に叙せられた Edmund Grindal であろう。なお、John Hales もかの有名な匿名の著作 *A Discourse of the Common Weal of this Realm of England* (1581) の著者と目されている。高名な人物であった。なお、イングランド人は、その信仰簡条として、エドワード6世のもとで、クランマーにより制定された *The Second Book of Common Prayer* を市参事会に提出し承認をえた。Vgl., Meinert, *Eingliederung*, S. 5, 13, 17.

54) Bartel, a. a. O., S. 171; Meinert, *Eingliederung*, S. 12 (1555. 18. 6).

55) Denis, *op. cit.*, pp. 332-3. ダテヌスの伝記としては、T. Ruys, *Petrus Dathenus* (Academisch Proefschrift Vrije Universiteit te Amsterdam; Utrecht 1919) を参照。

ケルター派の市教会からの攻撃への弁護に終始したが、その後1556年10月21日に、いよいよフランクフルトを去って母国に帰還し、その後1560年1月8日の死まで、母国の宗教改革運動のために最後の力を尽くした⁵⁶⁾。

しかし、これらの亡命者教会は、誕生の直後から、何度か激しい内部対立に悩まされ、市参事会や市民への評判を落としただけでなく、聖餐の儀式をめぐる硬直したルター派市教会牧師の改革派(ツヴィングリー派=カルヴァン派)のますます激しい攻撃と市参事会突き上げに悩まされ続け、ついには1561年に、その圧力や周辺のルター派諸侯への配慮から、その亡命者教会の認可を取り消されてしまった。

まず、イギリス教会では、ノックスらの急進派がイニシアチヴを握ってジュネーヴ教会の規則に則ろうとしたのに対して、ホワイトヘッド David Whitehead, コックス Richard Cox などシュトラースブルクやチューリッヒの亡命者教会の伝統を引く穏健派がこれに対立し、抗争は1554年秋から始まり、1555年3月、教会の多数派はノックスを罷免した。両派はカルヴァンの諫止やプーレーンと市参事会のヨーハン・フォン・グラウブルクの調停にもかかわらず決して譲らなかったが、皇帝カール5世の息子であるスペイン皇太子フェリーペとメアリー女王との結婚を説教の壇上から公然と弾劾するノッ

クスを市参事会も政治的に放置できず、3月26日に彼をジュネーヴに退去させ、以後、穏健派がこの教会を主導した。しかし、1557年、義捐金の管理をめぐる紛争で教会総会と牧師・長老会のいずれが裁定権を有するかで、再度の紛争がおこり、市参事会の裁定も、プーレーンらの両ネーデルラント人亡命者教会牧師の調停も失敗に終わり、結局6月に牧師のホーン Robert Horne がシュトラースブルクに去って、決着がついた。その後、1558年11月17日メアリー女王が死んでエリザベスが即位すると、1559年3月23日、イギリス教会は市参事会にこれまでの好意に感謝する決議と黄金の記念トロフィーを贈って帰国し、かれらの多くは、本国でピューリタン運動のリーダーとして名をなした⁵⁷⁾。

一方、プーレーンによって最初にその礎がおかれ、その後も人数では他の2教会を大きく引離していたワロン教会も、プーレーンの独裁的地位に対して、教会員の一部の批判が噴出し、1555年夏から重大な危機が顕在化してくる。最初のワロン教会員は殆どが、グラストンベリー以来、プーレーンと苦楽をともにしてきた手工業者たちであり、プーレーンと彼を支持する牧師モリーリョ Juan Morillo, ついでヴォーヴィル Richard Vauville (その死後、55年からウーブラック Georges Houbraque) と長老会がこれを支えてきた⁵⁸⁾。しかし、1554年10月25日、ヴェーゼルの経由して、ブリュッヘの富裕な商人ル・グランや年金生活者のル・クレール François Le Clerc, センセル領主のボワ Jean de Poix, Seigneur de Séchelless, ワレ Nicolas Walet など社会的地位のある人々か

56) ドイツの有力者の間に知人の多かったラスキは、その斡旋でフランクフルトのネーデルラント人亡命者教会の信仰が「アウグスブルク信仰告白」と背馳していない旨の口添えを取りつけようと尽力し、プファルツ選帝侯オットー・ハインリッヒ Otto-Heinrich やヴュルテンベルク公クリストフ Christoph, ヘッセン方伯, プファルツ・エアバハ伯 Pfalzgraf Georg von Erbach などに精力的な働き掛けをおこなった他、有名な『ネーデルラント人亡命者教会役員の弁明』 *Purgatio Ministrorum ecclesiis peregrini*, Basiliae, 1556 (これは、ドイツ語訳が *F.R.H., II, Beylagen*, 167ff. に収録) を執筆して、ヴェストファーレンを反駁した。Bartel, *a. a. O.*, S. 183; G. A. Besser, *Geschichte der Frankfurter Flüchtlingsgemeinde 1554-1558* (Halle a. S., 1906), S. 63, 66; Denis, *op. cit.*, pp. 353-4.

57) Jung, *a. a. O.*, S. 13-22; Garrett, *op. cit.*, pp. 219-21.

58) モリーリョは、1554年6月初頭、ヴェーゼルから同じスペイン出身のデル・カステイリョ Luis Hernandez Del Castillo とともにフランクフルトに移ってきた。彼は、1554年秋、刺客の手に倒れ、あとをヴォーヴィルが、ついでその死後、ウーブラックが継いだ。ル・グラン派はすでにペリューセルを推薦して争っていた。Denis, *op. cit.*, pp. 316, 328; Besser, *a. a. O.*, S. 24.

らなる25家族が到着したが、彼らは、役員選出で旧グラストンベリー系の教会員のみが優遇されているとしてプーレーンの運営に激しい不満を抱くようになり、55年夏から、両派の対立が激しくなって教養と財産のある教会員もこれに同調し、ラスキら他の教会からの仲介も役にたたなかった。そして、ル・グランは市参事会に訴えたため、事態を憂慮した市参事会での庇護者ヨーハン・フォン・グラウブルクの依頼を深刻に受け止めたカルヴァン自らが、1556年ジュネーヴからフランクフルトに赴いて、ラスキやイギリス教会牧師ホーンを含む8人の調停委員会でこの問題を処理することになった。この委員会はル・グランの主張は認めなかったが、プーレーンは教会運営の不善の責めを負って牧師の職を免ぜられ、代わって選ばれたフランソワ・ペリューセルがウーブラックと並んで教会を担った。その後、フランクフルト・ネーデルラント人亡命者教会の生みの親であるこの悲劇の人物はフランクフルトになお止どまって、ルター派の攻撃から改革派の信仰の自由を護りぬく論争に最後の全精力を費やして、1558年春、ついに世を去った⁵⁹⁾。しかるに、1557年、イギリス教会の内部対立に刺激され、教会員総会が教会の最高の意志決定機関たりうるか否かをめぐって、ウーブラックとペリューセル＝ル・グラン派が対立し、1559年には対立が抜き差しならなくなった両派は市参事会に訴え、グラウブルクはメランヒトンの鑑定を仰いで、ペリューセルら多数派を支持し、ウーブラックはシュトラースブルクのフランス教会牧師として転出した⁶⁰⁾。これに対し、フラマン人教会は内紛を免

れていたとはいえ、ミクロンが57年10月、エムデンに戻ったのち、もう一人の牧師の欠員に悩み、エムデン応援を依頼したが、結局ダテヌスに希望に添った適任者がえられず、61年にアントウェルペンからファン・デア・ヘイデンが移って、ようやく陣容が整った⁶¹⁾。

このようにワロン系亡命者教会が内紛をくりかえしている間にも、1555年秋から、亡命者教会の規則、とりわけ聖餐の儀式がアウグスブルク信仰告白と乖離するものとしてこれを攻撃し、その独立を奪おうとする、ハルトマン・バイヤー——ハンプルクのヴェストファール Joachim Westphal、シュトラースブルクのマールバッハ Johannes Marbach とともにこの運動のリーダーの三羽鳥であった⁶²⁾——を筆頭とする市教会ルター派牧師の攻勢はますます執拗となり、ツンフト手工業者のネーデルラント人排撃運動と共鳴しながら、市参事会に圧力を

61) ファン・デア・ヘイデンは1562年に市民権を放棄して、ダテヌスとともにプファルツのフランケンタール・コロニー創設に尽力したが、のち1570年フランクフルトに戻って、フラマン教会を再建しその牧師となった。Vgl., M. F. van Lennep, *Gaspar van der Heyden, 1530-1586* (Amsterdam, 1884).

62) G. E. Steitz, "Hartmann Beyer. Ein Zeitbild aus Frankfurts Kirchengeschichte im Jahrhundert der Reformation", *AFGK*, IV (1847), 100-116, V (1853), 49-110. バイヤーと並んでネーデルラント人亡命者教会排撃のリーダーとなったのは、その同僚リッター Matthias Ritter, エーゲノルフ Christian Egenolff で、いずれもフランクフルトの中小市民や牧師の家に生まれている。Vgl. K. Bauer, *Die Einstellung des reformierten Gottesdienstes in der Reichsstadt Frankfurt am Main im Jahre 1561* (Münster, 1925), S. 33-36. なお、この純粋に神学的論争であった聖餐論争とこれを武器とした正統ルター派のメランヒトン＝ブツァー＝カルヴァン派排撃運動が、当時のドイツ帝国都市にとって、どのような政治的・社会的・経済的利害関係を有していたかは、まだ必ずしも明らかにされていないように思われる。フランクフルトの場合、カルヴァン派のネーデルラント人亡命者の富裕な商人層が、都市貴族の地位を脅かすようになるのは、後の80年以降のことであり、この時点では都市貴族層との直接の経済的利害対立はなかった。

59) Bauer, *Valérand Poullain*, S. 234ff.; Denis, *op. cit.*, pp. 327-349. プーレーンはその後、ヴェストファールを論駁した *Antidotus adversus, Ioachimi Westphali* (in *F. R. H.*, II, Beylagen XVIII, S. 217-272) を執筆して、1557年シュトラースブルク市参事会に献呈している。彼は、1558年には、イギリス行きを希望して旅券を申請していた。

60) ウーブラック派とともにペリューセル派の対立は、Denis, *op. cit.*, pp. 360-370.

加えた。彼ら亡命者教会に好意的な有力市参事会員としてヨーハン・フォン・グラウブルクとコンラット・フンブラハト Conrad Humbrecht のみはまだ健在であったが、こうしたなか、不幸なことに市参事会のなかでネーデルラント人亡命者教会の保護者であり、みずからもメランヒトンの親しい友人であったアドルフ・フォン・グラウブルクが1555年9月、32才の若さで夭折し、またクラウス・ブロムは、自ら市参事会を引き込んだ、《シュナイナッハ金属会社》によるマンスフェルト伯領の銅山請負事業への投機的出資、いわゆる“Saigerhandlung”が1557年大損失に終わって、市の財政に大きな損害を与えたことにより、その勢力は失墜し、ついには1561年責任を取らされて市参事会と都市貴族クラブ Alten-Limpurg の席を剥奪された⁶³⁾。こうして、1557年以降都市貴族の市参事会有力者のなかにも、シュタールブルク Stalburg やホルツハウゼン Holzhausen など国内の政治的動向や一般市民層の政治的尖鋭化への危機、そしてとりわけネーデルラント人亡命者の大量流入——まだ、1535年のミュンスター事件は記憶に新たであったから——への不安などから、次第に市教会に同調する勢力が増えてきた。すでに、1555年10月29日、アウクスブルク帝国議会の宗教和議の議決が市参事会で公表されると同日、市教会の牧師全員（ルーリウス Johann Lullius とアムバッハ Melchior Ambach を除く）が、これに勢いづいて、ネーデルラント人亡命者教会の教義が、ルター派の

信仰箇条に反することを訴えた⁶⁴⁾。市参事会は、この時点では、双方の教会に1542年のブーツァーによる市教会条例を守るよう命ずるにとどまったが、翌56年2月から、再び牧師たちの要求は繰り返され、市参事会は市教会の牧師に対して、壇上から反対を扇ることを禁じ、一方でネーデルラント人亡命者教会からの弁明書（ラスキの筆になる）を提出せしめ⁶⁵⁾、牧師たちを宥めるため、当時レーゲンスブルクで開かれていた帝国議会の決定まちとした⁶⁶⁾。このように、市参事会はまだ、できるかぎり両教会の対立を穏便に収めるつもりであり、56年10月22日メランヒトンの裁定を仰いだ。その返答は、その死の直前、7月22日に届き、ネーデルラント人亡命者教会の信仰箇条が、異端ではなく禁止する必要がないむね、有利な裁定を下した⁶⁷⁾。こうして、ネーデルラント人亡命者教会の差し迫った危機は去り、この年から市民権取得者が急増した⁶⁸⁾。

しかし、57年に、フェルディナント1世の戴冠式のためフランクフルトに集まった諸侯によるヴォルムスの宗教和平会議は、何等成果をえず、プロテスタント諸侯も、58年エルフルトとフランクフルトの会議で教義の統一強化を決議してカトリック側に対抗した⁶⁹⁾。このような情勢のなかで、市教会の牧師は勢いづき、市参事会も続々流入するネーデルラント人亡命者の数

63) 1554年8月3日、市参事会はクラウス・ブロムの提案で、《シュナイナッハ金属会社》のマンスフェルト伯領の銅山賃貸経営のための増資に——12%の高率配当に目がくらんで——ブロムら4人の市参事会員名義で秘密裡に市の公金を合計11万グルデンを出資したが、実は出資金がマンスフェルト伯の巨額の借金の返済や手形の乱発に消費され、しかも銅山経営も1557年に、マンリッヒ商会に移されてしまった。結局、選帝侯たちの仲介でマンスフェルト伯の債務は確定され、年賦で償還することが取り決められた。Dietz, a. a. O., I, S. 297-305.

64) Meinert, *Eingliederung*, S. 17-18. すでに、1554年5月9日、バイヤーに代わってプーレーンから聖餐規則についての説明を受けたリッターは、これがアウクスブルク信仰告白7条に違反している疑いを抱いたが、プーレーンは市参事会の保護者たちの介入でなんとか聖霊降誕節の儀式をとりおこなうことができた。Denis, *op. cit.*, pp. 315-6.

65) Meinert, *Eingliederung*, S. 21.

66) Bauer, *Einstellung*, S. 65.

67) Meinert, *Eingliederung*, S. 36 (1556. 22. 10), 50 (1557. 22. 7); K. Bauer, “Die letzten Beziehungen Melanchtons zu Frankfurt am Main”, *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, XL, NF, 3 (1922); F. R. H., I, Anhang, XXI.

68) 56ページ第Ⅲ. 1表A参照。

69) Meinert, *Eingliederung*, S. xix-xx.

に恐れをなして、その公け礼拝を禁止する方向に傾いたが、それでも慎重を期していたのは、1560年8月から首席市長が重い病の床にあったのと、1559年に即位した改革派の新プファルツ選帝侯フリードリッヒ3世やヴェルテンベルク公などの有力諸侯の間に、プロテスタント陣営の再統一をなんとか実現しようとする熱心な動きが見られたからである。そして、1560年プファルツ選帝侯がザクセン選帝侯、プファルツ＝エアバッハ伯 Pfalzgraf Wolfgang von Erbach がヒルスバッハ Hilsbach で会合を開き、1530年のアウクスブルク信仰告白に新しい序文と結びを付け、プロテスタントの全諸侯や都市がこれに署名するかねてからの提案を了承し、それに従って1561年1月21日からナウムブルクで諸侯会議が開かれた。だが、ここでは、プファルツの主張したメランヒトンによる『異文』Variata は採択されず、2月7日その孤立のうちに、新しいアウクスブルク信仰箇条 Augustana が制定されると⁷⁰⁾、市参事会もついに1561年4月22日、マグダレーナ教会の使用と公のネーデルラント人亡命者教会の礼拝の禁止に踏み切った⁷¹⁾。そして、ネーデルラント人亡命

者たちの再三の請願やプファルツ選帝侯の執り成しにもかかわらず、この禁止は解除されなかった⁷²⁾。こうしたなかで、フランクフルトに絶望した多くのネーデルラント人亡命者たちは、この都市を去り、とりわけ梳毛毛織物工は1562年の95人から、翌62年にわずか16人、63年には9人と激減した。そして総数も1567年には900人まで減少した。(第Ⅲ・1表, 第Ⅲ・5表) しかし、エムデンもヴェーゼルも情勢は不安定で、多数の再亡命を受け入れる余地はなく、その一部はフランドルやブラバントを經由して、エリザベス女王のイギリスに向かったが、途中官憲に捕まって投獄される犠牲者も数多かった。こうしたなかで、フラマン人教会の牧師ダテヌスの努力で、プファルツ選帝侯フリードリッヒ3世が、これら難民の受け入れに踏み切り、ネーデルラント人亡命者教会の新しい歴史が開かれたのである⁷³⁾。

70) Bauer, *Einstellung*, S. 74-5.

71) Meinert, *Eingliederung*, S. 88 (1555. 14. 4), 90 (1555. 22. 4). 市参事会のネーデルラント人亡命者教会閉鎖の理由として挙げているのは、Justus Velius の再洗礼派的＝シュヴェンクフルトの著作にからんだ問題で、これをカルヴァン派に持ち出すのはいかにも牽強附会の感がある。そもそも彼は、すでに1556年にラスキの市当局への要求により退去させられたが、1560年8月21日市教会牧師たちは、その著書の取り締まりを市参事会に要請し、それに、かこつけて、最近多数の誤った教えを信ずる輩が多数市内に流入しており、その危険を防ぐためルター派の信仰で統一を計り、その儀式に従わぬ場合は、ネーデルラント人亡命者教会を閉鎖すべし、と主張した。市参事会は半年もたつてこれについての肯定的報告を採用した。S. xxv-xxvi. これに対しては市参事会のなかでも、少数の受対意見があったが、そのひとり法律家を1547年に次席市長であったフンブラハト Conrad Humbracht は、市当局を誹謗したかどで5月15日市参事会を逐われた。

72) Meinert, *Eingliederung*, S. xxvii-xxviii.

73) P. Dathenus, *Kurtze und warhafftige Erzählung* usw., Heidelberg 1563 in *F.R.H.*, II, Beylagen, XVI, S. 161. [本書はダテヌスがフランクフルトを退去した後、このネーデルラント人亡命者教会閉鎖のいきさつを世に公表して、ルター派の仕打ちを非難したものである。] その後、残留したネーデルラント人亡命者は、個人の家で私的に礼拝を行っていたが、洗礼や葬儀、結婚の儀式はルター派の市教会で受けねばならずそのことがひどい苦痛となったが、カルヴァンは、それを辛抱するように説得した。